

第4期 田原市障害者計画

第6期 田原市障害福祉計画

第2期 田原市障害児福祉計画

(案)

令和3年 月



市章



市章デザインの主旨

緑豊かな「渥美半島」を黄緑色、「澄んだ空と美しい海」を青い横縞で市が目指す田園都市をイメージしました。また、中央の円は「三河湾」で調和、全体の形は半島の矢印により活力・前進を表し、うるおいと活力が共生する新都市をイメージしています。

平成 17 年 10 月 1 日制定

市民憲章

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれたこのまちに誇りをもち、互いの心がふれ合い、明るい未来が展望される郷土を築くため、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、水と緑のやすらぎのある 美しいまちをつくりましょう。
- 1 心と体をきたえ、健康で明るい 生きがいのあるまちをつくりましょう。
- 1 教養を深め、文化のかおり高い 心豊かなまちをつくりましょう。
- 1 互いに助け合い、安心で安全な 暮らしやすいまちをつくりましょう。
- 1 勤労を尊び、活気あふれる 伸びゆくまちをつくりましょう。

平成 17 年 10 月 1 日制定

目次

第1章 田原市障害者計画について _____ 2

- 1 計画の趣旨 2
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画の構成 3
- 4 計画の期間 3

第2章 障害のある人を取り巻く状況 _____ 6

- 1 田原市の人口 6
- 2 身体障害のある人の状況 7
- 3 知的障害のある人の状況 8
- 4 精神障害のある人の状況 8
- 5 難病患者の状況 9
- 6 障害のある人の就労の状況 11
- 7 子どもを取り巻く現状（幼児教育・保育・教育） 14
- 8 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者の状況 16

第3章 第4期田原市障害者計画 _____ 20

- 1 基本理念 20
- 2 基本的な方針 21
- 3 計画の体系 22
- 4 分野別施策 23
 - 分野1 生活支援 23
 - 施策1-1 相談支援体制の充実
 - 施策1-2 福祉サービスの充実
 - 施策1-3 障害児支援の充実
 - 施策1-4 サービスの質の向上
 - 施策1-5 人材の育成と確保
 - 分野2 保健・医療 30
 - 施策2-1 医療機関等との連携
 - 施策2-2 障害者の健康づくりに関する取組
 - 施策2-3 こころの健康に関する取組
 - 施策2-4 障害者の医療に関する取組

分野3 教育・文化・芸術・スポーツ	34
施策3-1 インクルーシブ教育に関する取組	
施策3-2 切れ目のない支援体制の構築	
施策3-3 文化芸術、スポーツ振興に関する取組	
分野4 就労・雇用	36
施策4-1 障害者雇用の促進	
施策4-2 福祉的就労環境の充実	
分野5 生活環境	38
施策5-1 障害者に配慮したまちづくりの推進	
施策5-2 情報を得やすくするための取組	
施策5-3 行政サービスにおける配慮	
分野6 安心安全	41
施策6-1 防災対策の推進	
施策6-2 防犯対策の推進	
施策6-3 消費者被害の防止	
分野7 権利擁護・差別解消	43
施策7-1 障害者差別解消の推進	
施策7-2 虐待防止の推進	
施策7-3 権利擁護の推進	
分野8 広域連携	46

第4章 第6期田原市障害福祉計画 48

1 成果目標	48
(1) 福祉施設入所から地域生活への移行者数	48
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	50
(4) 福祉施設から一般就労への移行	53
(5) 相談支援体制の充実・強化等	56
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	57
2 障害福祉サービスの見込量及び確保方策	58
(1) 訪問系サービス	58
(2) 日中活動系サービス	60
(3) 居住系サービス	63
(4) 相談支援サービス	65
3 地域生活支援事業の見込量及び確保方策	68
(1) 必須事業	68
(2) 任意事業	74

(3) その他事業	75
-----------	----

第5章 第2期田原市障害児福祉計画 78

1 障害児支援の提供体制の整備等	78
(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの 設置及び保育所等訪問支援の充実	78
(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保	79
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び コーディネーターの配置	79
2 障害児福祉サービスの見込量及び確保方策	80
3 子ども・子育て支援等に係るサービスの見込量及び確保方策	83

第6章 推進体制 86

1 計画の進行管理と推進に関する連携・協力体制の確保	86
2 広報・啓発活動	87

第7章 参考資料 90

1 障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）	90
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年11月7日法律第123号）（抄）	90
3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）	91
4 田原市障害者自立支援協議会設置要綱	92

第1章 田原市障害者計画について

第1章 田原市障害者計画について

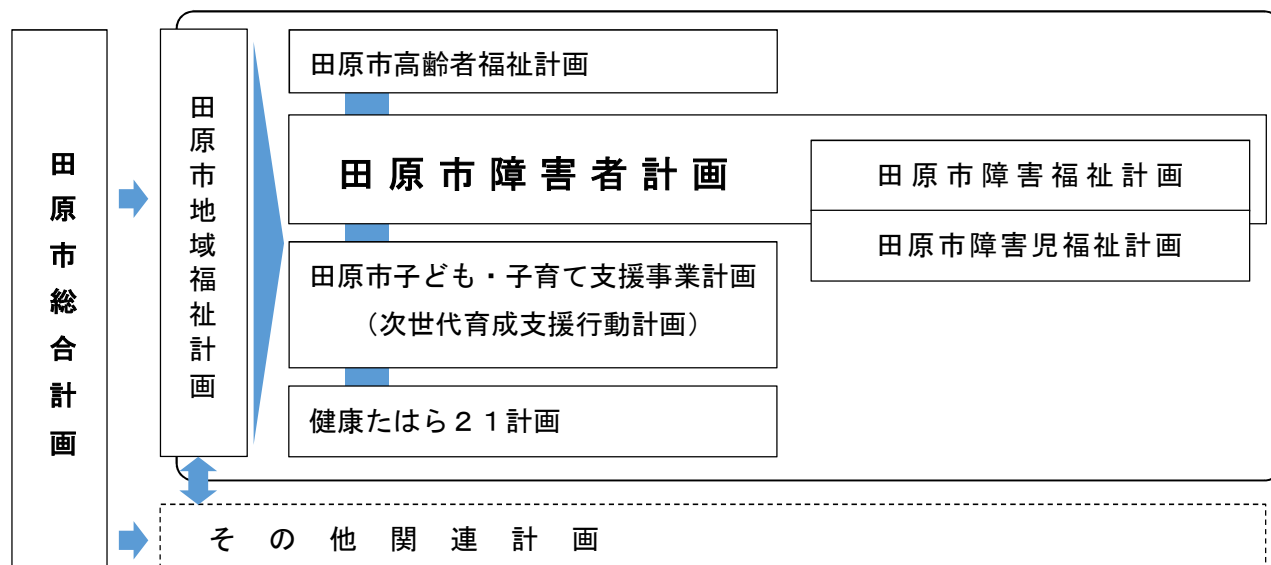
1 計画の趣旨

田原市では、総合計画において『様々な人との結びつきの中で、自らの存在意義の確認や、自己実現を通じて幸福を追求していく。行政は市民が幸福を追求できる環境を整え、市民の活動を下支えする』という考え方をまちづくりの根幹に据えています。そして、理念として「みんなが幸福を実現できるまち」を掲げ、市民の参加と協働の下、市民の幸福度を高める取組を推進しています。

障害者施策においては、障害がある人もない人もお互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであるという『ノーマライゼーションの理念』に基づき、田原市障害者計画を策定し、みんなが幸福を実現できるまちの実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「田原市総合計画」と「田原市地域福祉計画」や、高齢者福祉、子育て支援、健康等の福祉分野の関係計画、さらに都市整備や教育、防災等他分野の関連計画と整合を図りながら、策定、推進していきます。



3 計画の構成

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害福祉計画」を一体的に策定し、障害者施策を総合的に推進する計画となります。

障害者計画では、本市における障害福祉施策に対する基本的な理念や考え方、方針を定めます。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画では、現状における障害福祉サービス等の課題、分析、評価を行い、それを踏まえた着実なサービス基盤整備に対する取組の促進を数値化し、目標を定めます。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者のための施策について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条	児童福祉法第33条の20
計画期間	—	3年1期	3年1期
国	障害者基本計画（第4次） 平成30年度～令和4年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）	
県	あいち健康福祉ビジョン2020	第5期愛知県障害福祉計画	第1期愛知県障害児福祉計画

4 計画の期間

第4期障害者計画は、令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間を計画期間とします。

また、本計画内で定める第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画については、国の基本指針に基づき、計画期間を令和3年度から令和5年度とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障害者計画	第3期	第4期田原市障害者計画 令和3年度～令和8年度						第5期
障害福祉計画	第5期	第6期田原市障害福祉計画 令和3年度～令和5年度			第7期田原市障害福祉計画 令和6年度～令和8年度			第8期
障害児福祉計画	第1期	第2期田原市障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度			第3期田原市障害児福祉計画 令和6年度～令和8年度			第4期

※障害者計画については、社会情勢や法制度の変更等により、必要に応じて見直しを行います。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 田原市の人口

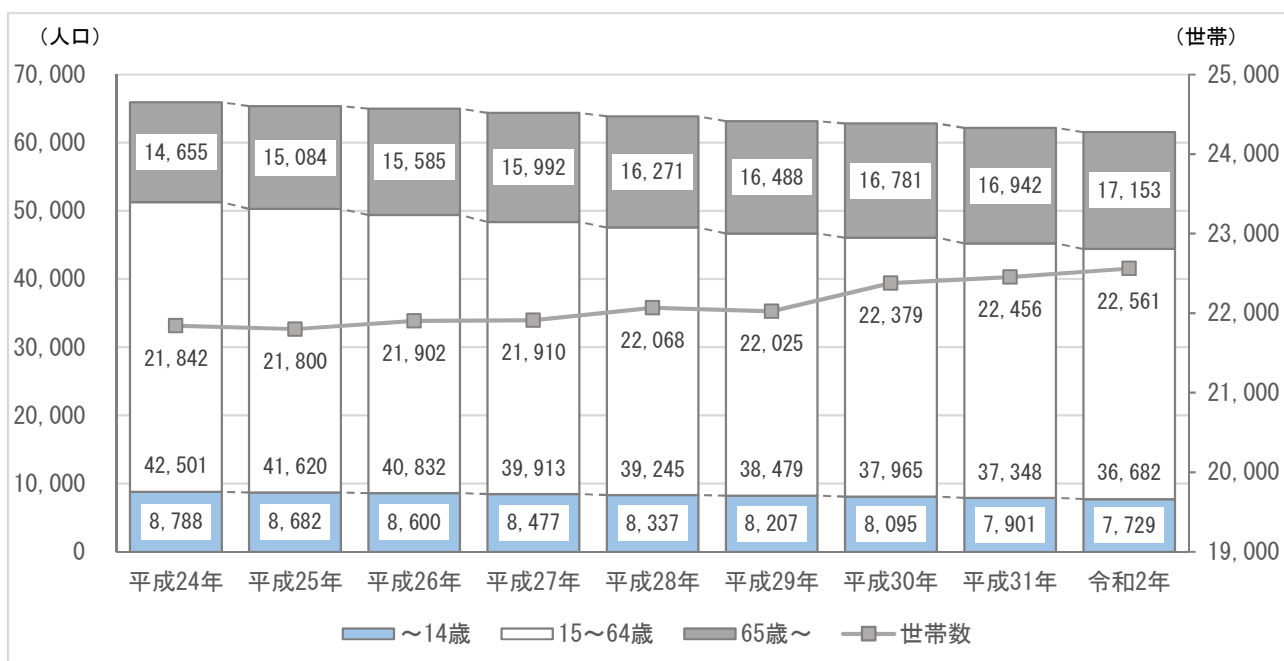
田原市の人口は毎年減少しており、令和2年3月末時点で61,564人、毎年約550人ずつ減少しています。一方、世帯数については年々増加傾向にあり、令和2年3月末時点で22,561世帯、毎年約90世帯ずつ増加しています。

表：田原市の人口

年	人口	増減	増減率	世帯数	増減	増減率
平成24年	65,944人	—	—	21,842世帯	—	—
平成25年	65,386人	-558人	-0.85%	21,800世帯	-42世帯	-0.19%
平成26年	65,017人	-369人	-0.56%	21,902世帯	102世帯	0.47%
平成27年	64,382人	-635人	-0.98%	21,910世帯	8世帯	0.04%
平成28年	63,853人	-529人	-0.82%	22,068世帯	158世帯	0.72%
平成29年	63,174人	-679人	-1.06%	22,025世帯	-43世帯	-0.19%
平成30年	62,841人	-333人	-0.53%	22,379世帯	354世帯	1.61%
平成31年	62,191人	-650人	-1.03%	22,456世帯	77世帯	0.34%
令和2年	61,564人	-627人	-1.01%	22,561世帯	105世帯	0.47%

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

図：年齢階級別人口



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 身体障害のある人の状況

身体障害者手帳の所持者は、令和2年4月1日時点で1,615人となっており、年々減少しています。田原市の総人口に占める手帳所持者の割合についても各年3%弱で推移していることから、今後も人口減少に伴い身体障害者手帳所持者の数も減少すると考えられます。

また、障害区分についても、同様の割合で推移しています。

表：身体障害者手帳所持者の推移

年	1級	2級	3級	4級	5級	6級	18歳未満	18歳以上	合計
平成24年	663人	341人	482人	366人	88人	135人	45人	2,030人	2,075人
平成25年	648人	348人	512人	378人	83人	125人	43人	2,051人	2,094人
平成26年	631人	341人	501人	366人	79人	123人	44人	1,997人	2,041人
平成27年	598人	328人	476人	363人	78人	116人	41人	1,918人	1,959人
平成28年	575人	311人	459人	340人	76人	114人	44人	1,831人	1,875人
平成29年	539人	300人	437人	321人	76人	108人	42人	1,739人	1,781人
平成30年	510人	299人	404人	330人	76人	96人	42人	1,673人	1,715人
平成31年	503人	286人	371人	334人	73人	89人	39人	1,617人	1,656人
令和2年	494人	275人	356人	330人	68人	92人	39人	1,576人	1,615人

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

表：主な障害区分別身体障害者手帳所持者の推移

年	視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
平成24年	169人	236人	27人	1,035人	608人	2,075人
平成25年	162人	230人	25人	1,047人	630人	2,094人
平成26年	149人	236人	25人	1,022人	609人	2,041人
平成27年	141人	235人	26人	968人	589人	1,959人
平成28年	133人	229人	24人	925人	564人	1,875人
平成29年	129人	218人	24人	874人	536人	1,781人
平成30年	118人	213人	23人	844人	517人	1,715人
平成31年	117人	206人	20人	793人	520人	1,656人
令和2年	115人	198人	21人	767人	514人	1,615人

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

3 知的障害のある人の状況

療育手帳所持者は、年々増加しており、令和2年4月時点で434人となっています。18歳未満は概ね横ばいですが、18歳以上の方が少しずつ増えてきています。

表：療育手帳所持者の推移

年	等級別			18歳未満	18歳以上	合計	増減率
	A判定	B判定	C判定				
平成24年	162人	104人	107人	101人	272人	373人	—
平成25年	171人	109人	115人	101人	294人	395人	5.9%
平成26年	169人	106人	122人	94人	303人	397人	0.5%
平成27年	173人	113人	128人	105人	309人	414人	4.3%
平成28年	176人	122人	124人	101人	321人	422人	1.9%
平成29年	177人	122人	127人	108人	318人	426人	0.9%
平成30年	183人	124人	121人	102人	326人	428人	0.5%
平成31年	182人	128人	117人	97人	330人	427人	-0.2%
令和2年	184人	128人	122人	98人	336人	434人	1.6%

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

4 精神障害のある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は年々増加し、令和2年4月時点で376人となっています。ここ3年は1，2級が増加傾向となっています。

表：精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

年	1級	2級	3級	合計	増減率
平成24年	16人	157人	54人	227人	—
平成25年	20人	163人	58人	241人	6.2%
平成26年	26人	179人	49人	254人	5.4%
平成27年	28人	199人	54人	281人	10.6%
平成28年	28人	198人	65人	291人	3.6%
平成29年	23人	204人	64人	291人	0.0%
平成30年	31人	219人	78人	328人	12.7%
平成31年	45人	239人	76人	360人	9.8%
令和2年	52人	245人	79人	376人	4.4%

資料：田原市地域福祉課（各年4月1日現在）

5 難病患者の状況

障害福祉サービスについては、難病患者等についても平成25年度から利用できるようになっていきました。難病法による指定難病特定医療費受給者数は、平成29年度は重症度基準の導入やそれに伴う特定医療費支給の経過措置期間が終了し一時的に減少しましたが、対象疾患の追加等により今後も横ばいもしくは増加が予想されます。なお、他の医療費助成制度を利用している方等も含めると、難病患者等はさらに多いことが推定されます。今後もあらゆる原因により社会的障壁のある人への必要な配慮や支援が提供できるよう、難病等についても市民に広く理解を求めていく必要があります。

表：指定難病特定医療費受給者・小児慢性特定疾病医療費受給者数の推移

年度	指定難病特定医療費受給者	小児慢性特定疾病医療費受給者
平成25年	277人	39人
平成26年	291人	45人
平成27年	293人	45人
平成28年	295人	56人
平成29年	255人	53人
平成30年	249人	50人
平成31年	252人	47人

資料：豊川保健所（各年3月31日現在）

※令和元年7月現在の難病法に基づく指定難病は333疾患、小児慢性特定疾病医療費助成制度対象疾患は762疾患となっています。

表：疾患別指定難病特定医療費受給者数（田原市分）

疾患名	人数	疾患名	人数
球脊髄性筋萎縮症	1	突発性拡張型心筋症	3
筋萎縮性側索硬化症	5	再生不良性貧血	3
進行性核上性麻痺	5	自己免疫性溶血性貧血	2
パーキンソン病	21	突発性血小板減少性紫斑病	7
大脳皮質基底核変性症	2	IgA腎症	6
重症筋無力症	7	多発性嚢胞腎	4
多発性硬化症／視神経脊髄炎	7	黄色靭帯骨化症	2
慢性炎症性脱髄性多発神経炎 多巣性運動ニューロパチー	1	後縦靭帯骨化症	5
		広範脊柱管狭窄症	1
多系統萎縮症	3	突発性大腿骨頭壊死症	11
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	6	下垂体性ADH分泌異常症	1
ライソゾーム病	1	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1
もやもや病	2	下垂体前葉機能低下症	5
天疱瘡	2	先天性副腎皮質酵素欠損症	1

第4期田原市障害者計画

膿疱性乾癬（汎発型）	1	アジソン病	1
中毒性表皮壊死症	1	サルコイドーシス	2
高安動脈炎	1	突発性間質性肺炎	4
結節性多発動脈炎	1	網膜色素変性症	8
顕微鏡的多発血管炎	7	原発性胆汁性胆管炎	2
多発血管炎性肉芽腫症	3	クローン病	12
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1	潰瘍性大腸炎	38
バージャー病	4	好酸球性消化管疾患	1
全身性エリテマトーデス	16	筋ジストロフィー	1
皮膚筋炎／多発性筋炎	6	脊髄空洞症	1
全身性強皮症	10	脳表ヘモジデリン沈着症	1
混合性結合組織病	5	一次性ネフローゼ症候群	4
成人スチル病	1	好酸球性副鼻腔炎	1
ベーチェット病	4	総 数	252

資料：豊川保健所（令和元年度）

6 障害のある人の就労の状況

多様な方たちが一緒に働くことで組織を活性化させる考え方をダイバーシティ（Diversity）と言い、企業経営では、人種・民族・国籍・性別・年齢を問わず人材活用する「人材と働き方の多様化（多様性）」を意味しています。

田原市では、障害者だけでなく、多様な働きづらさを抱える市民が一般社会の一員として、いわゆる保護就労から一般就労に至る多様な働き方で働くことを「ダイバーシティ就労」と捉え、時代の要請に応えるものとして強く意識して取り組んでいます。

平成27年度から中小企業にも障害者雇用が義務付けられたことに伴い、障害者雇用の理解・促進や、実際のフォローアップが拡大され、現状の施設や障害者就業・生活支援センターの就労担当だけで就労支援（マッチング）を行うことが困難になりました。そのため、田原市では、平成28年度から企業（農業を含む）との連携による職場体験事業を市の独自事業として制度化し、障害者総合支援センター（就労支援専門員）が中心となって、企業、障害者、支援者とのパイプ役として安心して働き続けられるよう支援しています。

表：就労支援状況

年度	施設から一般就労	職場体験事業利用者数
平成30年度	人	5人
令和元年度	6人	4人
令和2年度（12月末時点）	4人	8人

資料：田原市地域福祉課

障害のある人が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく農福連携の取組が盛んになっています。農福連携の取組は、障害のある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性があると言われ、近年、全国各地においてその取組が広がっていることから、本市としても主産業である農業と福祉との連携に取り組んでいく必要があります。

就労支援の課題として、卒業後、離転職を繰り返した結果、年月がたってから相談窓口へつながってくる方が少なからずいる現状から「普通高校卒業後の円滑な利用・相談について」の支援のあり方が課題となっています。職業生活のしづらさがあったと思われる方々の中には、発達障害の傾向がある方や病識が全くない方がいることから、障害特性の理解や支援の専門性の向上が必要となっています。

田原市障害者自立支援協議会では発足当時から「障害の有無にかかわらず『働く大人になるために』」をスローガンとし、障害児の支援との連続性を重要視しています。障害児の支援のあり方を協議する田原市障害者自立支援協議会支援検討会との連携とひきこもりや困窮者に対する支援者との連携が必要となっています。

第4期田原市障害者計画

豊橋市と田原市管内の障害のある人の就労の状況については、精神障害者の就業者が年々増加しています。

表：豊橋公共職業安定所に登録している障害のある人の状況

区分		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
有効求職者	身体障害者計	349人	420人	418人	303人	247人	297人	299人	264人	
	視覚	17人	17人	14人	11人	13人	15人	22人	12人	
	聴覚、平衡、音言語、そしゃく機能	53人	54人	52人	41人	33人	44人	40人	31人	
	上肢切断機能	68人	90人	92人	62人	51人	50人	45人	48人	
	下肢切断機能	93人	111人	103人	75人	55人	74人	61人	53人	
	体幹機能	37人	44人	46人	38人	33人	34人	41人	38人	
	脳病変による運動機能	2人	3人	3人	2人	2人	2人	1人	0人	
	内部機能	79人	101人	108人	74人	60人	78人	89人	82人	
	知的障害者	97人	130人	160人	147人	123人	162人	138人	135人	
	精神障害者	253人	365人	436人	377人	314人	393人	425人	438人	
手帳所持なし	発達障害者	3人	9人	9人	11人	6人	3人	7人	30人	
	難病患者	6人	7人	8人	3人	16人	17人	12人	16人	
	高次脳機能障害者	0人	3人	3人	2人	1人	1人	2人	2人	
	その他障害者	4人	5人	7人	2人	5人	12人	12人	6人	
就業中の者	身体障害者計	789人	831人	870人	680人	725人	686人	712人	741人	
	視覚	45人	47人	551人	33人	33人	27人	29人	34人	
	聴覚、平衡、音言語、そしゃく機能	176人	179人	184人	157人	175人	165人	171人	177人	
	上肢切断機能	184人	198人	207人	153人	154人	145人	146人	136人	
	下肢切断機能	186人	189人	199人	159人	167人	153人	162人	166人	
	体幹機能	54人	61人	70人	63人	66人	68人	67人	78人	
	脳病変による運動機能	3人	2人	2人	1人	2人	2人	2人	3人	
	内部機能	141人	155人	157人	114人	128人	126人	135人	147人	
	知的障害者	565人	597人	619人	507人	547人	552人	577人	606人	
	精神障害者	217人	249人	299人	344人	439人	474人	561人	665人	
	手帳所持なし	発達障害者	10人	9人	10人	10人	15人	12人	16人	19人
		難病患者	4人	6人	9人	16人	17人	21人	29人	31人
		高次脳機能障害者	2人	1人	1人	3人	3人	2人	2人	2人
		その他障害者	4人	6人	7人	10人	10人	11人	18人	19人

資料：豊橋公共職業安定所（各年度3月末）

豊橋市と田原市管内の障害者雇用率については上昇傾向にありますが、平成31年6月1日時点では愛知県全体の（2.02%）を下回っています。（参考：全国2.11%）

また、障害者雇用の状況として、従業員が45.5人以上の企業数は全体で321社となっており、そのうち法定雇用率達成企業数は111社となっています。

田原市内では従業員が45.5人以上の企業が17社と少ない状況ですが、法定雇用率はその約7割を占める12社が達成しています。

表：障害者雇用の推移

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
企業数	257社	282社	288社	289社	293社	293社	335社	321社
うち法定雇用率達成企業数	110社	108社	115社	129社	145社	150社	160社	161社
法定雇用率達成企業の割合	42.8%	38.3%	39.9%	44.6%	49.5%	51.2%	47.8%	50.1%
雇用率	1.44%	1.60%	1.59%	1.69%	1.78%	1.80%	1.92%	1.96%
雇用率(愛知県)	1.61%	1.68%	1.74%	1.81%	1.85%	1.89%	1.97%	2.02%
法定雇用率	1.8%	2.0%					2.2%	

資料：豊橋公共職業安定所（各年度6月1日時点）

表：障害者雇用の状況

区 分	企業数			法定雇用算定基礎労働者数		実雇用率
	うち達成企業数	達成割合		うち障害者数		
田原市	17社	12社	70.5%	4,370.0人	107.0人	2.45%
管内全体	321社	161社	50.1%	51,169.0人	1,002.0人	1.96%

資料：豊橋公共職業安定所（令和元年6月1日現在）

※短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）の数を0.5カウントするため、労働者数等に小数点以下の数値が生じます。

7 子どもを取り巻く現状(幼児教育・保育・教育)

子どもの数は毎年減少しています。一方で、保育園及び認定こども園の入園児童数は0歳～2歳児が増加しており、低年齢児保育のニーズが高まっています。また、障害児等の加配対象児も増加の傾向にあり、幅広い保育サービスの提供が求められています。様々なニーズに対応する保育を推進するためには質の高い保育プログラムと保育の環境整備が必要となっています。

特別支援学級在籍の児童生徒数は、増加の傾向にあります。障害のある子どもがその能力や可能性を最大限に伸ばし十分な教育が受けられるよう、基礎的環境整備とその子どもにあった合理的配慮の提供ができる体制の構築が必要とされています。

表：子どもの人口

年度	0～2歳	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	計
平成30年	1,443人	1,610人	3,331人	1,711人	1,769人	9,864人
平成31年	1,340人	1,588人	3,311人	1,662人	1,757人	9,658人
令和2年	1,223人	1,545人	3,318人	1,643人	1,723人	9,452人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

表：保育園・認定こども園の児童数

年度	0～2歳	3～5歳	計
平成30年	392人	1,586人	1,978人
平成31年	412人	1,564人	1,976人
令和2年	407人	1,524人	1,931人

資料：田原市子育て支援課（各年4月1日現在）

表：保育園における加配対象児数と加配保育士数

年度	加配対象児	加配保育士
平成30年	87人	24人
平成31年	82人	23人
令和2年	73人	28人

資料：田原市子育て支援課（各年4月1日現在）

表：小中学校の児童生徒数

年度	小学校	中学校	計
平成30年	3,310人	1,683人	4,993人
平成31年	3,292人	1,631人	4,923人
令和2年	3,296人	1,610人	4,906人

資料：田原市学校教育課（各年4月1日現在）

表：小学校特別支援学級・特別支援学校の児童数

年度	知的	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱	聴覚	言語	自閉症・ 情緒障害	計	特別支援 学校小学部
平成30年	47人	3人	2人	1人	0人	44人	97人	17人
平成31年	49人	3人	2人	1人	1人	48人	104人	19人
令和2年	47人	3人	2人	0人	1人	49人	102人	23人

資料：田原市学校教育課（各年4月1日現在）

表: 中学校特別支援学級・特別支援学校の生徒数

年度	知的	肢体 不自由	病弱・ 身体虚弱	聴覚	言語	自閉症・ 情緒障害	計	特別支援 学校中学部
平成30年	12人	1人	1人	0人	0人	11人	25人	14人
令和元年	15人	1人	2人	0人	0人	8人	26人	12人
令和2年	23人	2人	2人	1人	0人	14人	42人	13人

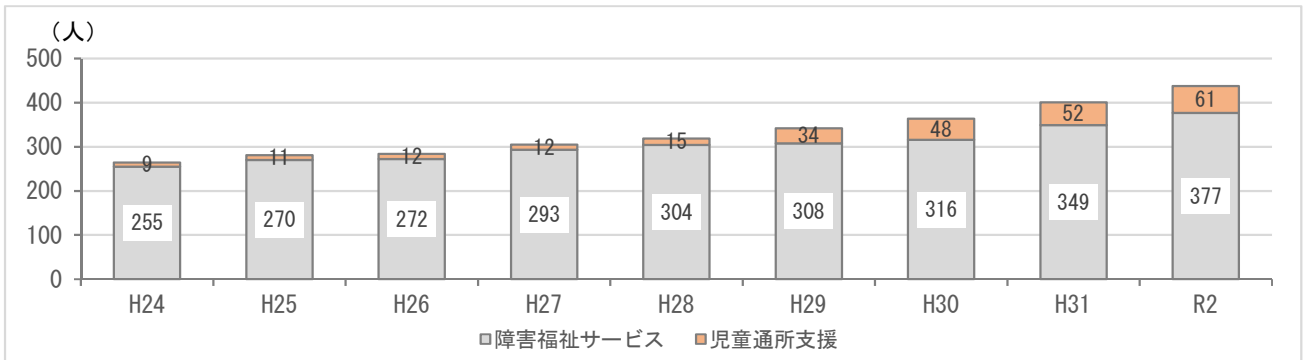
資料: 田原市学校教育課 (各年5月1日現在)

8 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者の状況

障害者総合支援法における障害福祉サービス及び児童福祉法における児童通所支援を受給している人は、年々緩やかに増加しているとともに、ここ数年、児童通所支援を受給している割合が増加しています。

また、障害支援区分の認定を受ける人は、年々増加傾向にあり、支援の必要性が高い区分（4から6）の認定者数の割合が増加しています。

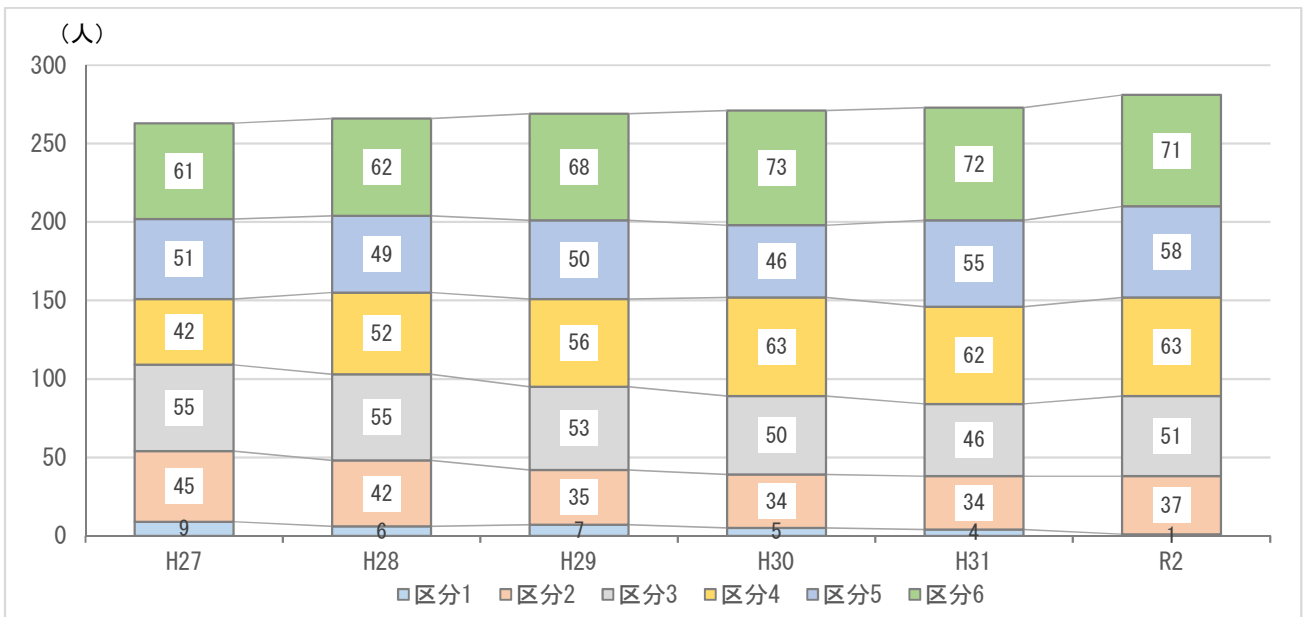
図：障害福祉サービス・児童通所支援の支給決定者数



資料：田原市地域福祉課（各年4月1日時点）

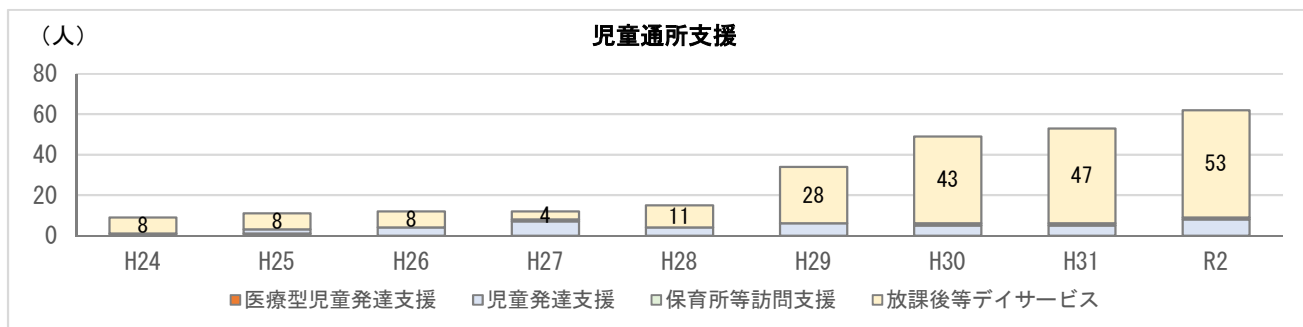
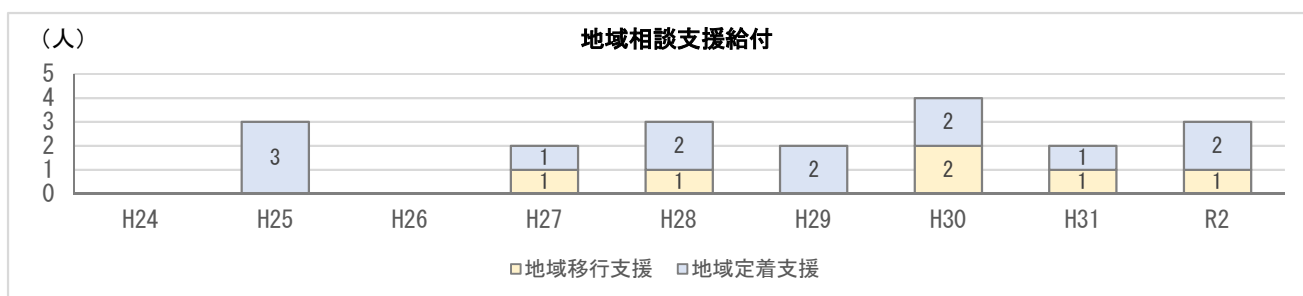
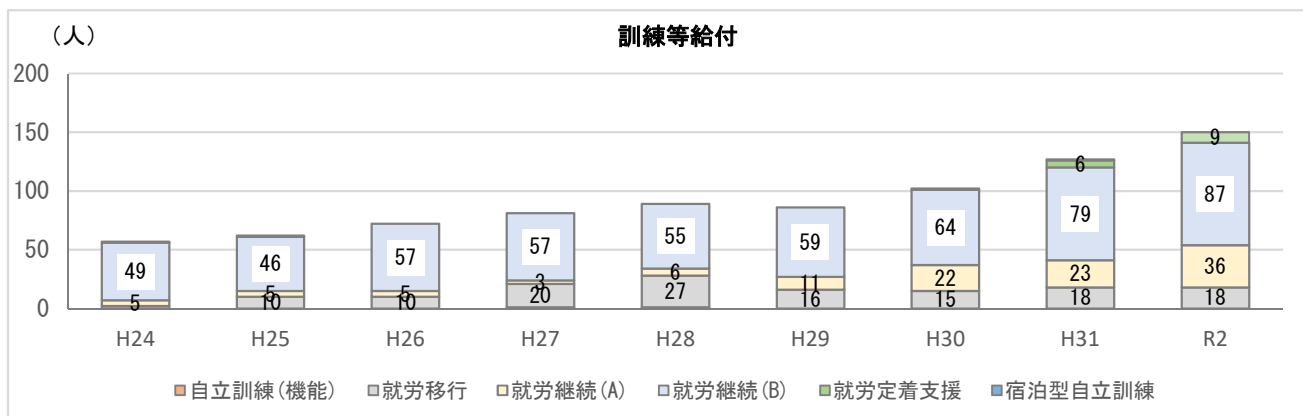
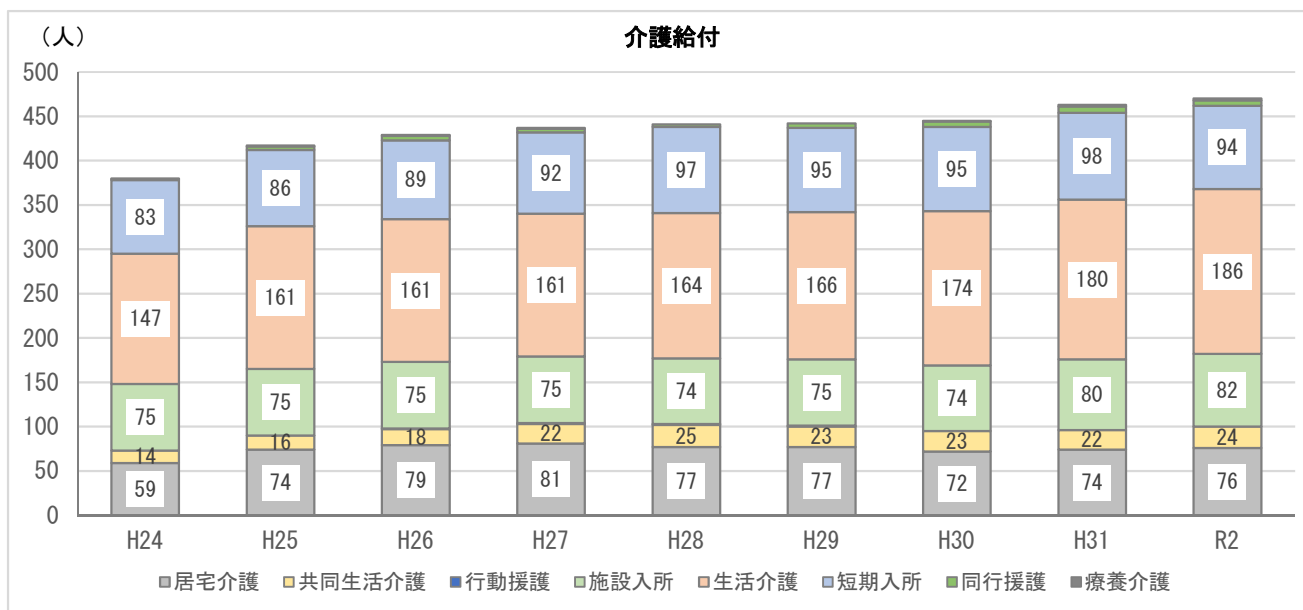
※障害者総合支援法における「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を言います。
 ※児童福祉法における「児童通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を言います。

図：障害支援区分認定者の推移



資料：田原市地域福祉課（各年4月1日時点）

図：支給決定サービスごとの利用者数の推移



資料：田原市地域福祉課（各年4月1日時点）

第3章 第4期田原市障害者計画

※第3章中に記載の担当課については、建制順に記載しています。

第3章 第4期田原市障害者計画

1 基本理念

お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち

障害がある人の権利に関する理解が浸透し、差別や偏見のない、障害の有無にかかわらずあらゆる分野の活動に関する機会が確保された「共生のまち」の実現に向けた取組を推進する必要があります。

このような現状を踏まえ、第4期田原市障害者計画においても第2期田原市障害者計画から定めている基本理念を引き継ぎ、障害者施策の推進を図ります。

参考：上位計画の基本理念等

◇改定版第1次田原市総合計画

まちづくりの理念：みんなが幸福を実現できるまち

将来都市像：うるおいと活力のあるガーデンシティ

福祉分野の基本理念：笑顔とやさしさの満ちあふれるまち

◇第3期田原市地域福祉計画

基本理念：みんなでつくる 笑顔とやさしさのみちあふれるまち

参考：田原市障害者計画の基本理念

◇第1期田原市障害福祉計画（平成19年3月）、第2期田原市障害福祉計画（平成21年3月）

障害者の自己決定と自己選択の尊重

市を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

◇第1期田原市障害者計画・第3期田原市障害福祉計画（平成24年3月）

障害の有無によって分け隔てられることなく

相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現

◇第2期田原市障害者計画・第4期田原市障害福祉計画（平成27年3月）、第3期田原市障害者計画・第5期田原市障害福祉計画（平成30年3月）

お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち

2 基本的な方針

本計画は、障害のある人を取り巻く幅広い分野を検討し、全ての分野において以下に定める5つの基本的な方針に基づき、当事者に寄り添った施策を展開します。

基本的な方針1	<p>自己決定の尊重と意思決定の支援 (わたしが選び、わたしが決める)</p> <p>障害があることによって生き方や選択肢が制限されることのない環境を作り、また、障害があることによって選択が困難とならないよう、選択しやすい環境を構築します。</p>
基本的な方針2	<p>当事者本位の総合的支援 (切れ目ない支援を行う)</p> <p>組織や制度等、障害のある人を取り巻く環境によってその方自身の生活が左右されることがないように、組織や関係者が連携し、切れ目のない支援体制を構築します。</p>
基本的な方針3	<p>障害特性に配慮した支援 (障害の特性を理解しよう)</p> <p>それぞれの障害にある特性をはじめ、性別や年齢、障害の状態等に応じて個別に必要な支援ができる体制を構築します。</p>
基本的な方針4	<p>バリアフリーの推進 (だれもが利用しやすく)</p> <p>障害のある人の活動を制限し、社会参加の機会を制約しているあらゆる事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフトとハードどちらもバリアフリー化を推進します。</p>
基本的な方針5	<p>総合的かつ計画的な取組の推進 (みんなで考え、みんなで進める)</p> <p>計画を効果的かつ効率的に推進するために、高齢者施策や子育て支援施策のほか関連する全ての施策との整合性を図るとともに、市民との協働により施策の展開を図ります。</p>

3 計画の体系

【基本理念】 【5つの基本的な方針】

お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち	決める わたしが選び、わたしが	【分野】	【分野別施策】
	切れ目ない支援を行う	1 生活支援	1-1 相談支援体制の充実
		2 保健・医療	1-2 福祉サービスの充実
	障害の特性を理解しよう	1-3 障害児支援の充実	2-1 医療機関等との連携
		3 教育・文化・芸術・スポーツ	1-4 サービスの質の向上
		2-2 障害者の健康づくりに関する取組	2-3 こころの健康に関する取組
	だれもが利用しやすく	2-4 障害者の医療に関する取組	3-1 インクルーシブ教育に関する取組
		4 就労・雇用	3-2 切れ目のない支援体制の構築
進める みんなで考え、みんなで	3-3 文化芸術、スポーツ振興に関する取組	4-1 障害者雇用の促進	
	5 生活環境	4-2 福祉的就労環境の充実	
	6 安心安全	5-1 障害者に配慮したまちづくりの推進	
	7 権利擁護・差別解消	5-2 情報を得やすくするための取組	
	8 広域連携	5-3 行政サービスにおける配慮	
	7-1 障害者差別解消の推進	6-1 防災対策の推進	
	7-2 虐待防止の推進	6-2 防犯対策の推進	
	7-3 権利擁護の推進	6-3 消費者被害の防止	
	8-1 東三河広域連合との連携	7-1 障害者差別解消の推進	
	8-2 東三河南部圏域との連携	7-2 虐待防止の推進	
	8-3 福祉先進地との連携	7-3 権利擁護の推進	

4 分野別施策

分野1 生活支援

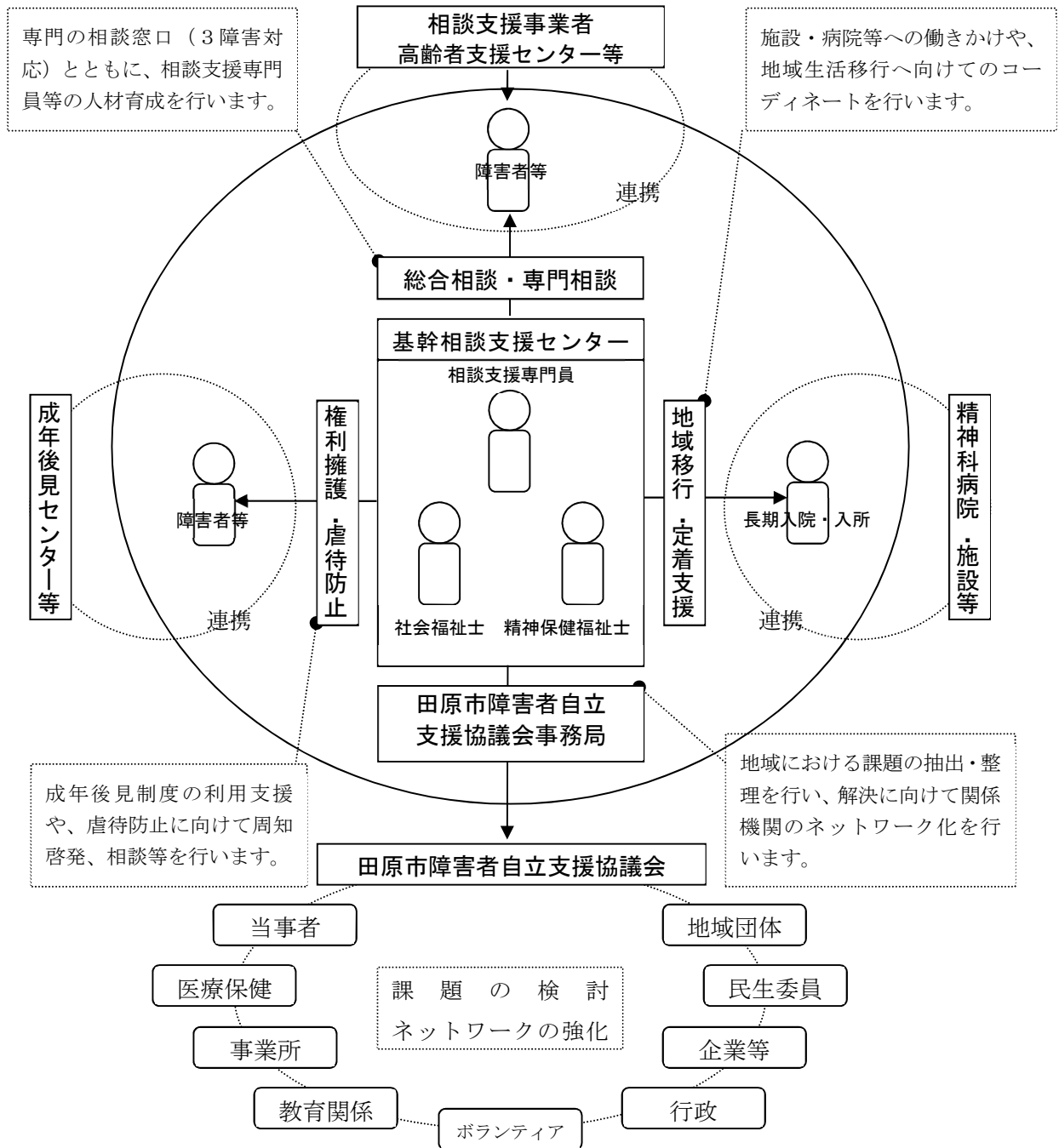
施策1-1 相談支援体制の充実

障害のある人が安心して暮らすための相談窓口の拠点として、田原市障害者総合相談センター（以下「障害者総合相談センター」という。）を設置しています。その他、障害の有無にかかわらず日常生活等に関する様々な相談窓口が設置されています。「田原市障害者自立支援協議会」の機能を活用し、これらの相談窓口が連携し、あらゆる問題に対応できるよう、ネットワークや相談体制の強化と充実が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
障害者総合相談センターの充実	◇障害者総合相談センターを障害者総合支援法に規定する基幹相談支援センターとし、障害のある人の生活に関するあらゆる相談のワンストップ窓口として、その機能の充実を図ります。 ◇障害者総合相談センターを相談支援専門員の情報共有や人材育成の場として市内の相談支援事業の拠点となるよう取組（ミーティングや専門的研修の実施等）の充実を図るとともに、相談支援専門員と他の支援機関との連携の中核的な組織となるようその機能の強化を図ります。	地域福祉課
児童発達支援センターとの連携	◇障害者総合相談センターと児童発達支援センターが連携することにより、ライフステージに応じて必要な支援が届くよう配慮します。	地域福祉課 子育て支援課
高齢者支援センターとの連携	◇障害者総合相談センターと高齢者支援センターのさらなる連携・強化を図り、分野を超えて必要な支援が届くよう配慮します。	高齢福祉課 地域福祉課
成年後見センターとの連携	◇「成年後見センター」と連携し、意思決定に配慮し必要な支援が届くようさらなる利用促進に取り組みます。	地域福祉課
教育サポートセンターとの連携	◇卒園や入学、卒業、就職等のライフステージの移行期に支援が途切れないよう「リレーファイル」を活用するとともに、さらなる活用を促す仕組みを検討します。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
子ども・若者総合相談窓口「はなそう」との連携	◇障害福祉、子育て支援、教育の各機関との連携を強化し、単一の機関ではできないような問題であっても適切に支援できる体制を整えます。	地域福祉課 生涯学習課
広域的機関との連携	◇専門性を必要とするニーズや市内の社会資源だけでは対応が困難なニーズについては、国や県が所管する広域的な専門支援機関と連携し、対応を図ります。	地域福祉課

	<p><広域的な専門支援機関></p> <p>公共職業安定所（ハローワーク）、障害者職業センター、保健所、障害者就業・生活支援センター、障害児等療育支援事業、特別支援学校 等</p>	
<p>地域の関係団体との連携</p>	<p>◇市内各地域の「コミュニティ協議会」や「民生・児童委員」、「ボランティア団体」等市内の関係団体と連携し、障害があっても暮らしやすいまちづくりに向けた取組を推進します。</p>	<p>地域福祉課</p>

図：障害者総合相談センター（基幹相談支援センター）の役割

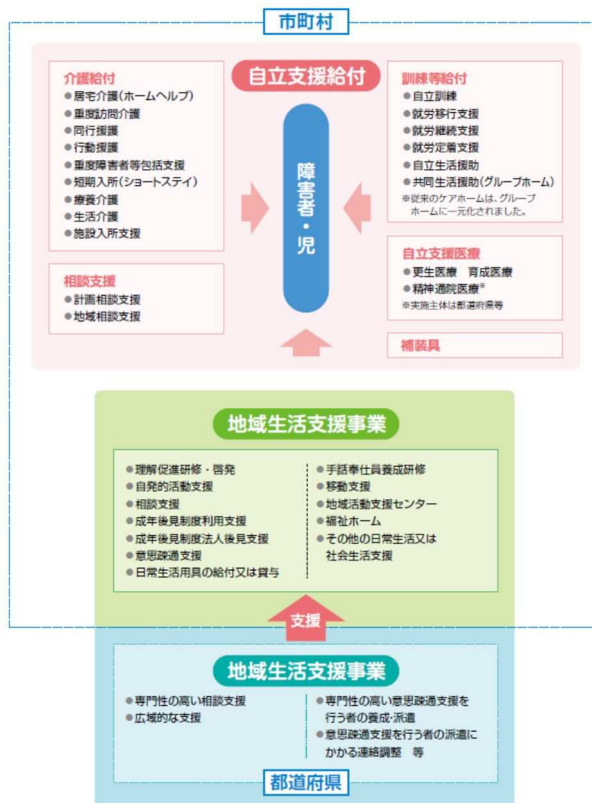


施策1-2 福祉サービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせることを目的として提供されるサービスには、障害者総合支援法に定められる「自立支援給付」や、同法に定められ各市町村が地域の実情に合わせ提供する「地域生活支援事業」、児童福祉法に定められる「障害児通所支援等」のほか、法律で定められた以外の市独自のサービスがあります。

これらのサービスを利用しやすく、必要としている人にサービスが届くよう、サービス提供に関する体制を整備するとともに、その体制整備に関し、国から示された「基本的な指針」等にも基づき、成果目標の設定や、各サービスの必要な見込量及びその確保のための方策を定めます。

図：障害者を対象としたサービス



出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」(2018年4月版)

具体的な取組	内容	担当課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実	<p>◇障害者総合支援法の制度に基づき、障害福祉サービスの必要量を確保します。</p> <p>◇関係機関と連携しながら障害のある人の障害特性や障害の状況に応じた障害福祉サービスの充実を図ります。</p>	地域福祉課
地域生活支援事業の充実	<p>◇障害のある人が住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう地域生活支援事業（相談支援事業、移動支援事業、日中一時支援事業、発達障害者及び家族等支援事業等）の充実を図ります。</p>	地域福祉課 子育て支援課

施策1-3

障害児支援の充実

子どもの障害や発達の課題を早期に発見・把握し、円滑に療育へつなげていくことが重要です。また、障害児の健全な発達を支援し、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが地域で保育・教育の支援を受け、共に成長できる地域支援体制づくりが必要です。さらに、関係機関との連携や、サービスの充実に併せ、保護者に対する育児相談の推進等、家族への支援を行う体制の構築が必要です。

子どもの状況に応じた支援やその保護者に対する相談事業の実施、障害者総合支援法等に基づく福祉サービスと連携した子育て支援の充実に努めます。障害や発達に課題のある子どもへの乳幼児期から成人期までの一貫した相談機能の確保や、発達相談の機能・体制を充実するとともに、障害児支援・母子保健・保健医療・教育委員会等との連携体制を強化し、ライフステージごとに支援が途切れない体制づくりを目指します。また、児童の最も身近な支援者である保護者が安心して子育てができるような支援を提供します。

図：障害児を対象としたサービス（市町村）

市町村		
障害児通所支援	児童発達支援	児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に大別されます。様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。 ①児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。医療の提供の有無によって、「児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」に分かれます。 ②児童発達支援事業 通所利用の未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等(※)を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。2018(平成30)年4月の改正により、乳児院・児童養護施設に入所している障害児も対象として追加されました。 (※)保育所、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設等

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について」(2018年4月版)

具体的な取組	内容	担当課
地域支援体制の構築	◇児童発達支援センター機能強化事業として、発達支援教室や相談業務を行い、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。 ◇健診事後教室参加者で引き続き支援が必要と思われる子どもに対しては、児童発達支援センターの地域支援事業につなぎ、継続した支援ができるような連携体制を構築します。	子育て支援課 健康課

具体的な取組	内容	担当課
保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	◇児童発達支援センター、保育所、学校、福祉関係機関との連携体制を構築し、切れ目ない支援体制の構築に取り組みます。 ◇教育・福祉部局が連携しインクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に努めます。 ◇障害者自立支援協議会を活用し、特別な支援や配慮を必要とする子どもの支援をつなぐためのリレーファイルの活用について検討するとともに利用の促進を図ります。	地域福祉課 子育て支援課 健康課 学校教育課
地域社会への参加 包容の推進	◇保育所等訪問支援や巡回支援専門員整備事業を活用し、保育所や認定こども園、小学校、放課後児童クラブ等での支援に協力できる体制の構築に努めます。 ◇介助員派遣の取組を継続して実施します。派遣に関するコーディネーターを担い、学校教育課との連携を図ります。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	◇医療的ケア児保育利用支援事業等を実施し、医療的ケアを必要とする子どもを田原市内の保育所及び認定こども園で受け入れる体制を整えます。 ◇市内の小中学校等へ看護師を派遣するなどして、医療的ケア児が地域の学校に通うための支援を実施します。 ◇市内の児童発達支援センターに看護師を配置し、特別な支援が必要な障害児が身近な地域で支援ができる体制を整えます。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
障害児相談支援の提供体制の確保	◇児童発達支援センター相談支援事業所を開設し、学校や福祉関係機関との連携体制を構築することにより、相談機能の充実を図ります。 ◇直営の相談支援事業所を開設し、学校や福祉関係機関との連携体制を構築することにより、相談機能の充実を図ります。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課

施策1-4	サービスの質の向上
--------------	-----------

障害福祉サービス等を提供する事業所は、充足はしていないものの、毎年徐々に増えつつあり、支援の内容も多様化しています。今後は、サービスの種類、量の増加に加え、重度の障害のある人へ適切な支援ができるよう支援の質の向上と、多様なニーズに応えるようサービスの充実を目指す必要があります。

そのためには、サービスを利用する当事者の自立に向けたニーズを把握して、サービスの内容に反映する取組が必要です。当事者へサービスに関する情報提供と当事者活動の活性化のための支援を行うとともに、把握したニーズを事業所等に伝える必要があります。

また、田原市における障害福祉サービス等の事業所数、定員やサービス種類については十分な量が確保されているとは言えない状況にあり、今後も市内外の法人にサービス事業の展開を促していく必要があります。

具体的な取組	内容	担当課
当事者活動の活性化	◇障害者総合相談センターを中心に相談支援体制を強化し、市内のニーズを把握するとともに、障害者自立支援協議会のネットワークを活用し、当事者活動の活性化に資する取組を進めます。	地域福祉課
障害福祉サービス事業所等の増加に向けた取組	◇事業所が市内のニーズを把握することができるよう障害者自立支援協議会のネットワークを活用して、障害福祉施策及び児童福祉施策に関する情報を提供します。	地域福祉課 子育て支援課

施策1-5	人材の育成と確保
--------------	----------

全国的に福祉サービス業に従事する人の確保は課題となっており、田原市も例外ではありません。質の高い支援体制を構築するためには、障害のある人の支援について専門性のある人材の育成が必要です。そのためには、日々の業務を通じた支援力の向上に加え、従事者が自ら学び支援力を高めるための研修機会の確保が必要です。

令和3年から社会法人が運営する田原福祉グローバル専門学校（旧田原福祉専門学校）では、「介護福祉士の養成」を行う一方で、介護福祉士受験資格制度の変更のため、平成28年度から「介護福祉士実務者研修」を行っているとともに、市内在住・在勤者等を対象に「介護職員初任者研修」を開講し、障害や年齢にかかわらず安心して暮らすことができるよう、地域の介護力の向上を図っています。さらに、地域貢献連携事業として、市民が福祉や介護について気軽に学べる場である「オープンカレッジ」の開催や、市内の小中学校や高校を対象に福祉の魅力を紹介する「福祉学習支援事業」等を行っています。

田原市社会福祉協議会を中心に、市内の小中学校等で福祉実践教室や講演会を行っており、障害のある人や高齢者も暮らしやすいまちづくりを担う一員として必要となる、思いやりの心や配慮、行動についての周知啓発活動を行っています。また、市民活動やボランティア活動を支援する機関として、「市民活動支援センター」や「ボランティアセンター」を設置し、市民との協働のまちづくりを進めています。

具体的な取組	内容	担当課
福祉サービス従事者の支援力向上に関する取組	◇市内にある障害福祉サービス等に従事する者が、それぞれの経験にあった研修を身近な場所で受けることができる機会を確保します。	地域福祉課
田原福祉グローバル専門学校の支援に関する取組	◇令和3年4月からの民営化により、民間のノウハウを活用したより効果的な介護人材の育成、確保ができるよう支援をします。	高齢福祉課
福祉教育の推進	◇福祉教育や生涯学習等子どもから大人まで福祉を学べる機会を充実し、先を見据えた人材育成活動を推進します。	地域福祉課
市民活動やボランティア活動の活	◇田原市社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターや、市内の団体で構成されるボランティア連絡協議会と連携し、	企画課

<p>性化</p>	<p>活動に関心はあるものの活動に至らない人のきっかけづくりを進め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>◇市民活動支援センターにおいて、市民活動に関する相談や情報提供、市民活動を担う人材育成のための研修及び講座の開催等を実施し、市民活動支援体制の強化と充実を図ります。</p> <p>◇市民協働まちづくり事業補助金を始めとする各種補助金制度を整理することにより、制度をより活用しやすくし、市民活動の促進に努めます。</p> <p>◇田原市社会貢献活動災害補償制度により、市民のボランティア活動中の事故を救済し、安心して社会貢献活動が実施できる体制づくりに努めます。</p>	
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

分野2

保健・医療

施策2-1

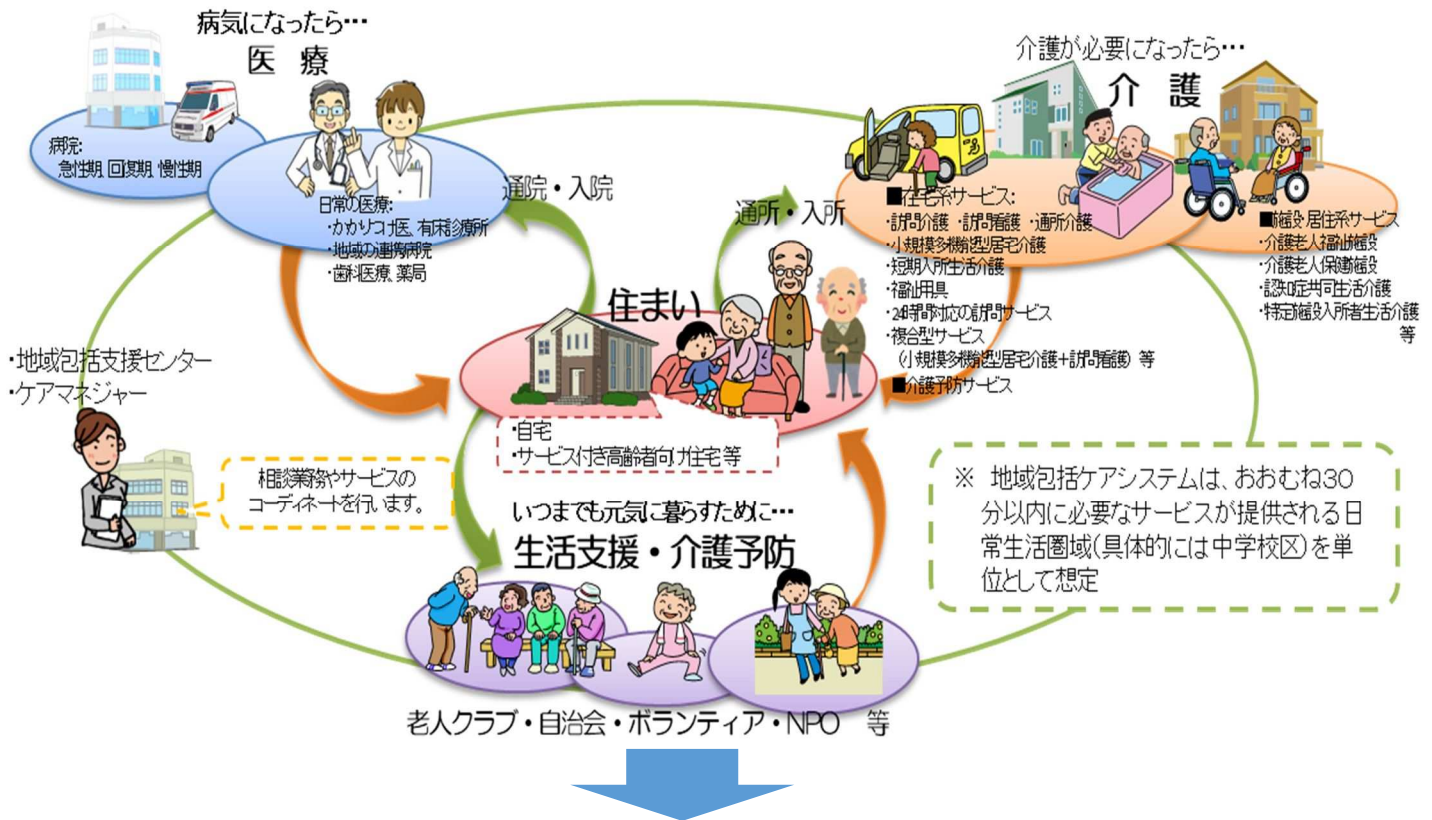
医療機関等との連携

平成16年9月に精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、精神保健医療福祉施策の基本的な方策が「入院医療から地域生活中心へ」と示されて以降、様々な施策が行われてきました。そのような中、田原市では高齢福祉施策として平成26年からの3年間、在宅医療連携拠点推進事業と愛知県地域包括ケア推進モデル事業を実施し、医療と介護の連携による地域包括支援センターの設置に取り組んできました。

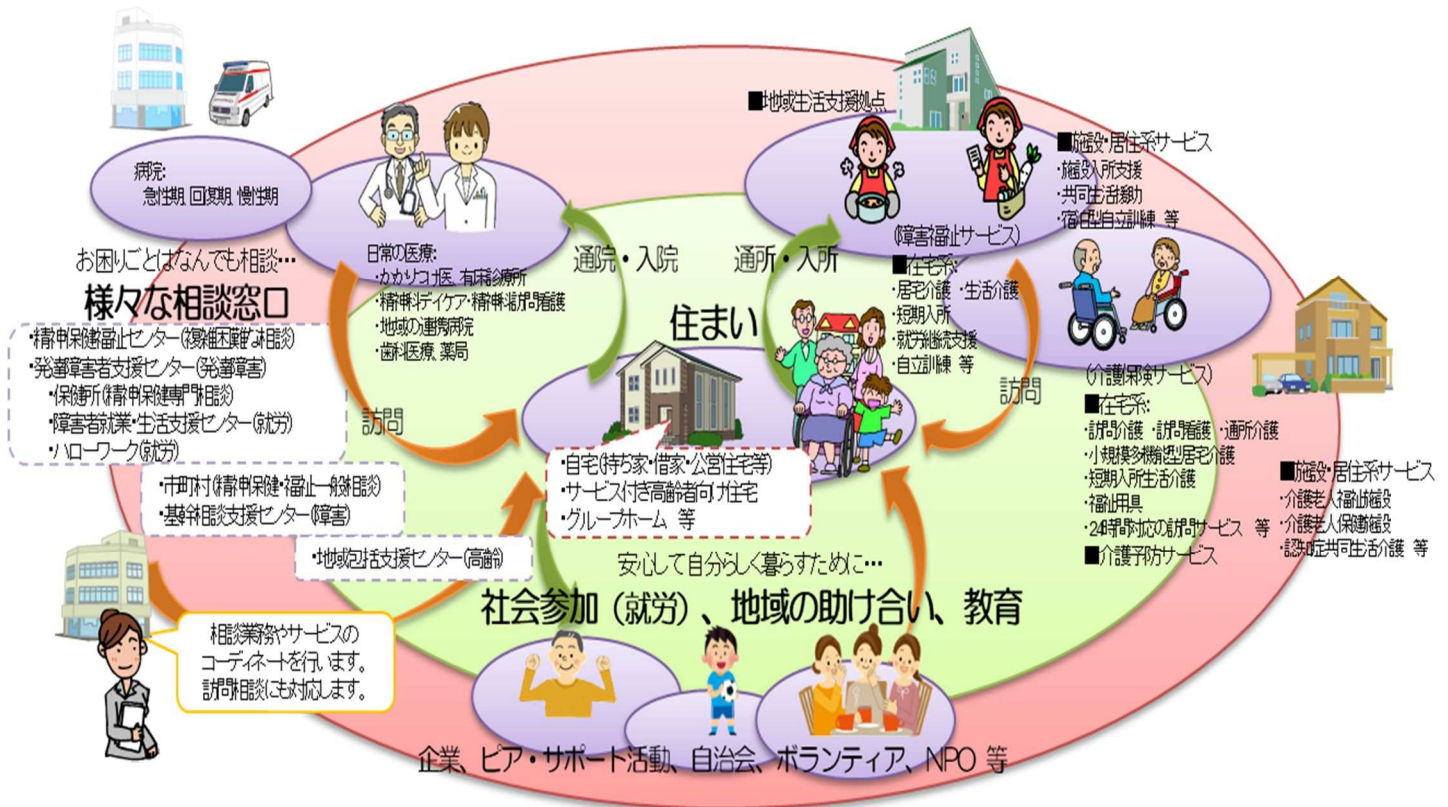
平成29年2月、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者の一層の地域移行を進めるための地域づくりを推進する観点から、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが新たな理念として明確になりました。従来から取り組んできた地域包括支援システムが、単に高齢福祉施策ではなく、精神障害にも対応した体制構築が必要となり、医療・高齢福祉・障害福祉のさらなる連携が重要となってきています。

具体的な取組	内容	担当課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢期におけるケアを念頭に論じられている「地域包括ケアシステム」の考え方を精神障害者のケアに応用し、生きづらさを抱える市民に福祉を届けられる仕組みを構築します。 ◇高齢福祉・障害福祉双方の「地域包括ケアシステム」が連携し、補完し合いながら福祉の増進に寄与する新たな仕組みの構築を検討します。 	地域福祉課
医療と福祉の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◇医療・福祉との連携体制強化による顔の見える関係の構築、福祉と医療の切れ目のないサービスの提供により、障害のある人も安心して自宅で療養できる体制づくりを目指します。 ◇相談窓口にて相談対応を行うとともに、研修会の開催等により関係機関との連携体制の強化を図ります。 ◇在宅で適切な医療を継続して受けるために必要な支援を行う訪問看護の利用促進や、災害時の対応の検討などについて、関係機関と連携して行います。 	高齢福祉課 地域福祉課 健康課

図：高齢福祉分野の地域包括ケアシステム（イメージ）



図：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（イメージ）



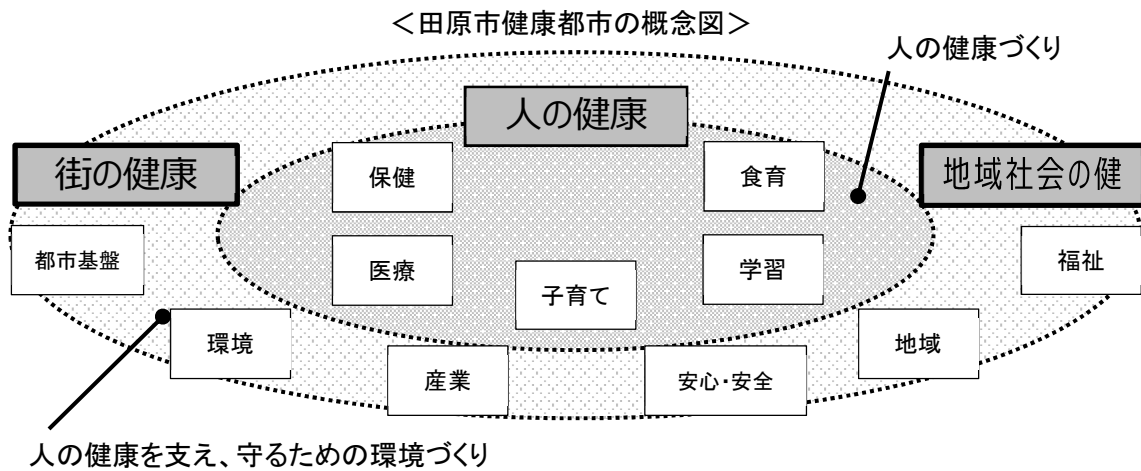
施策2-2

障害者の健康づくりに関する取組

田原市は、平成25年7月にWHO（世界保健機関）が提唱する健康都市連合に加盟しました。健康都市とは、保健、医療の分野に加え、環境、教育、文化、まちづくりなど幅広い分野の活動により、そこに住む人のよりよい健康と生活の質の向上を促進する都市環境を提供する都市のことです。

保健や医療等、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、都市基盤や環境等、人の健康を間接的に支える分野の施策を一体的に進めるための「健康都市プログラム」を策定し、健康都市の実現に向けたまちづくりを推進し、市民が自主的に健康づくりに取り組める環境の整備が必要です。

図：田原市が目指す健康都市



＜健康都市プログラムの基本方針＞

- 人の健康 … 子どもから高齢期に至るまで、全ての世代の人の心と体が健やかであること
- 街の健康 … 高齢者も障害者も誰もが外出でき、また、身近な自然とのふれあいや環境活動を通して、心の安らぎと健康増進が図れること
- 地域社会の健康 … 安心して生活できる環境があり、また、地域で支え合う仕組みや、参加と協働により市民活動が活発であること

具体的な取組	内容	担当課
健康診査や健康相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活習慣病等の疾患による障害を予防・早期発見予防するために、健康診査を継続実施します。 ◇肺がん検診を指定医療機関で実施することを継続します。 ◇乳幼児期等の疾患の予防や早期対応のため、健康診査や相談体制の充実を図ります。 ◇関係機関と連携を図り、疾患の予防や健康づくりの支援、相談体制の充実を図ります。 	健康課

施策2-3 こころの健康に関する取組

こころの健康を保つためには、睡眠や休養を十分に摂り、ストレスについての知識を深めることが重要です。また、気軽に相談できる相手や必要に応じた支援機関との連携も必要です。

具体的な取組	内容	担当課
相談窓口の充実と周知啓発	◇こころに不調を感じた時に相談できる窓口の充実を図ります。 また、保健所や精神科医療機関等と連携し、相談の内容に応じて支援します。 ◇家族や仲間など周りの方がこころの病気に対する理解を深めるための取組を継続実施します。 ◇田原市自殺対策計画に基づく取組を推進します。	地域福祉課 健康課

施策2-4 障害者の医療に関する取組

医療を必要とする障害のある人の負担を軽減し、安心して生活できる取組が必要です。

具体的な取組	内容	担当課
医療費の負担軽減	◇障害のある人も安心して必要な医療を受けられるよう医療費の助成や各種医療の給付を行います。 ◇障害種別や状況に応じた適切な医療が受けられるよう、医療費助成制度の周知に努めます。	保険年金課

参考：障害種別に応じた医療費助成制度

対象者（身体障害・知的障害）	助成の内容
1～3級の身体障害者手帳所持者 （腎臓機能障害は4級） （進行性筋萎縮症は4～6級） A・B判定の療育手帳所持者 自閉症状群と診断されている方	・医療保険における自己負担額の全額

対象者（精神障害）	助成の内容
1・2級の精神障害者保健福祉手帳を持っていない方で、次の①か②のいずれかに該当する方 ①精神障害と診断され、自立支援医療（精神通院）を受けている方 ②精神障害と診断され、入院している方（措置入院の方は除く）	・通院の場合 医療保険における精神障害治療に必要な通院医療費の自己負担額の全額 ・入院の場合 医療保険における精神障害治療に必要な入院医療費の自己負担額の半額
1・2級の精神障害者保健福祉手帳所持者	・医療保険における自己負担額の全額

分野3 教育・文化・芸術・スポーツ

施策3-1 インクルーシブ教育に関する取組

インクルーシブ教育とは、障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちへ適切な支援・指導の充実を目指すものです。子どもたちを中心に周りの人々や学校、関係期間がしっかりと連携して取り組む必要があります。

具体的な取組	内容	担当課
障害児教育の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇各小中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、校内支援体制を引き続き継続します。 ◇特別支援教育校内委員会で支援の必要な児童生徒についての検討を行います。 ◇障害者支援検討会と連携し、障害のある児童生徒の教育環境を整備します。 ◇教育・福祉部局が連携しインクルーシブ教育システムの理解啓発の推進に努め、支援の必要な児童生徒についての教育環境を整備します。 	子育て支援課 学校教育課
学校介助員に関する取組	◇学校介助員の派遣に関する取組は継続して実施しますが、利用が少ないため、関係機関と連携し、より良い派遣制度になるよう見直しを検討します。	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課

施策3-2 切れ目のない支援体制の構築

特別な支援を必要とする児童生徒について、長期的な視点に立ち一貫して適切な教育的支援を提供することが求められています。

具体的な取組	内容	担当課
教育支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害のある幼児に対しては、リレーファイルを活用しながら自立に向けた支援を継続的にを行います。 ◇就学については、教育サポートセンターの教育支援コーディネーターが、就労については、障害者総合相談センターの相談支援専門員が在学中から関わり、円滑にライフステージの移行が進むよう、関係機関と連携を図ります。 ◇保育所等訪問支援や巡回支援専門員整備事業を実施し、障害のある児童生徒の教育環境を整備します。 	地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
特別支援学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇特別支援学校との交流及び共同学習を積極的に推進します。 ◇特別支援学校等との連携し、保護者、園、小中学校に向けて学校説明会や教育相談など、就学に関する情報提供を実施します。 	学校教育課

施策3-3

文化芸術、スポーツ振興に関する取組

障害のある人もない人も文化芸術活動やスポーツに親しめる環境を整備し、交流を通じて障害の理解と障害のある人の社会参加が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
文化活動・スポーツ等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害のある人の生涯学習活動等への参加を促進します。 ◇障害のある人の人権を重点に障害を理解するための学習機会を提供し、障害のある人の社会参加を促します。 ◇団体（施設）向けの来場PRや、個別のイベントを企画し、より文化芸術にふれる機会を促進します。 	生涯学習課 スポーツ課 文化財課
図書館活用への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇図書館への来館や読書に困難のある人に、郵送貸出や録音・点字・大活字・LLブック・電子書籍(DAISY・マルチメディア DAISY)等多様な形態による資料提供を実施するとともに、対面朗読、福祉関係イベントへの参加等を通じて、読書や情報の利用ができるよう支援します。 ◇図書館内の展示や図書館発の各種メディアを通じて、障害のある人が自立した生活を送るために役立つ情報を積極的に発信します。 ◇全ての市民の知る権利を守る機関として、図書館の施設や事業についてバリアフリー化を進めます。 ◇職員自らが手話等を学び、障害への理解と意思疎通能力を高めるとともに、協力者として音訳ボランティアを引き続き養成し、DAISY 図書の作成等を行います。 ◇社会福祉協議会や福祉施設とも連携し、障害のある人への情報支援に努めます。 	中央図書館
当事者団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害のある人とない人が文化芸術活動やスポーツを通じて交流できるよう当事者団体の活動を支援するとともに、各種イベントの情報を提供し参加の促進を図ります。 	生涯学習課 スポーツ課

分野4 就労・雇用

施策4-1 障害者雇用の促進

障害のある人が能力を発揮しつつ安心して働き続けるためには、就労支援として一人ひとりの職業適性を的確に把握し、本人にあった職場環境を提案すること、また、職場への定着支援として就業と日常生活の一体的な支援、さらに同僚や家族等周囲の人の理解が必要です。

障害のある人が安心して一般就労へと移行するための福祉サービスとして、就労移行支援事業や就労継続支援事業等があるほか、障害のある人の就労を支援する機関として、公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等があります。田原市では豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋）と合同で「田原市地域職業相談室」を設置し、障害者雇用に関する求人情報の提供を行っています。

また、平成28年度から市と企業等が協力し、職場体験事業を実施しています。これにより障害のある人の社会参加を促進するとともに、利用者と企業等の情報共有の場としても活用し、相互理解を深めています。障害のある人の就労支援については、企業の開拓や仲介等の求職・就職支援だけでなく、安心して働き続けるための職場定着支援も重要です。

就業と日常生活を一体的に支援できる仕組みを構築する必要があるとともに、障害者雇用のメリットについて広く企業等に周知することが求められています。

ここ数年、障害者総合支援センターで受ける就労相談の中で、就労に結びつかない多くの方が、幼少期の在園・在学中に何れかの支援機関が関わっていたことが分かってきており、田原市障害者自立支援協議会障害者就労検討会から、この幼少期の支援のあり方を協議する同協議会障害者支援検討会との連携構築のための協議を行っています。

具体的な取組	内容	担当課
就労移行支援事業所等との連携	◇サービスを利用することで、障害のある人自身が就労の機会を得ることができるように、また、一人ひとりに適した職業や就労に必要な環境等を把握し、安心して働き続けることができるよう、市内の就労移行支援事業所等との連携を強化し、就労支援体制を整備します。	地域福祉課
就労支援機関との連携	◇就労支援機関との連携を強化し、求職から就職、職場定着まで切れ目のない支援体制を構築します。	地域福祉課
障害者雇用に関する周知啓発	◇就労支援専門員が中心となり、パンフレットや映像等を用いて、障害者雇用に関するサポート体制についての情報提供を行います。 ◇各団体との連携を強化し、障害者雇用のメリットを周知することで障害者を雇用する企業の増加を図ります。 ◇農業分野と福祉分野の連携について情報共有を図るとともに、事業者への理解促進に向けた取組を推進します。	地域福祉課 農政課

<p>職場定着支援の強化</p>	<p>◇円滑に職場定着が進むようトライアル雇用や職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣等制度を周知し、制度の活用に向けた取組を強化します。</p> <p>◇職場定着と日常生活の安定のための支援が一体的に提供できるよう障害者総合相談センターに配置された就労支援専門員を中心に支援体制の強化を図るとともに、ジョブコーチの配置を検討します。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>障害者支援検討会との連携</p>	<p>◇「働く『大人になる』ために」、保育・教育分野とリレーファイルを通じて連携し、幼少期から切れ目のない支援に取り組みます。</p>	<p>地域福祉課 子育て支援課 健康課 教育総務課 学校教育課</p>

<p>施策4-2</p>	<p>福祉的就労環境の充実</p>
---------------------	-------------------

障害のある人が働く場としては、企業等での一般就労の場だけでなく、一般就労に向けた準備をすすめるためのサービス事業所等、支援の環境が整備された就労の場もあり、工賃等の増加や体験できる作業メニューを増加させることで、福祉的就労環境の充実が求められています。

<p>具体的な取組</p>	<p>内容</p>	<p>担当課</p>
<p>障害者就労施設等への優先調達の推進</p>	<p>◇障害者就労支援施設等が受注可能な物品や役務についての情報提供を行うとともに、市の機関が発注できる業務について障害者就労支援施設等に情報提供を行います。</p>	<p>地域福祉課</p>

分野5 生活環境

施策5-1 障害者に配慮したまちづくりの推進

田原市では、不特定多数の人、もしくは主として障害のある人や高齢者等の移動が困難な方も利用する一定の建築物の新築時等には、多目的トイレの設置や必要な通路幅の確保等、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準への適合義務に合わせ建築しています。

さらに、障害のある人も安心して公共交通を利用できるよう、鉄道駅等のバリアフリー化や低床バス等バリアフリー対応車両を導入しています。

具体的な取組	内容	担当課
バリアフリー化に関する取組	◇田原市人にやさしい街づくり整備方針に基づき、障害のある人を含む全ての人にやさしい、バリアフリーのまちづくりを推進し、安心安全なまちづくりを目指します。	建築課
市営住宅等の活用に関する取組	◇市営住宅を新たに整備する際には、バリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅のバリアフリー化改修や障害者向けの市営住宅の供給を推進します。	建築課
グループホームの整備に関する取組	◇障害のある人の地域での自立生活や施設・病院からの地域移行を図るため、国の施設整備の補助制度等を活用し、設置を促進します。 ◇グループホーム利用者の日中活動の場の確保について、事業所に働きかけるとともに、事業所間の連携による場の確保を促進します。	地域福祉課
人にやさしい住宅リフォームに関する取組	◇障害のある人の生活に適した居住空間を整備するための費用の一部を補助し、障害のある人が在宅で安心した生活を維持できるよう支援します。 ◇住宅リフォームヘルパーと連携し、住宅リフォームに関するアドバイスや障害のある人に適した住環境に関する情報を提供します。	地域福祉課
市街地の整備に関する取組	◇中心市街地内については、障害のある人にも配慮し、安全に歩いて楽しめるまちの形成を目指します。このため、地区内の主要幹線道路においては、十分な歩行空間を確保するよう努めます。 ◇道路の整備に当たっては、交通安全施設を整備するなど、交通の安全と円滑を確保し、道路緑化等環境整備やバリアフリー化等、人にやさしいまちづくりに配慮して快適な歩行空間を形成します。	街づくり推進課

<p>公共交通等に関する取組</p>	<p>◇障害のある人の自立と積極的な外出・社会参加を促進するため、関係者の連携・協力のもと、鉄道・路線バス・田原市コミュニティバスなど市内の公共交通ネットワークを形成し、市民の移動手段を確保します。</p> <p>◇障害のある人が公共交通機関を利用する際の利便性・快適性の向上及び移動の円滑化を図るため、関係者の連携・協力のもと、鉄道駅やバス停等乗継拠点における待合環境を改善します。</p> <p>◇障害者手帳所持者に対しては、田原市ぐるりんバスの利用の際、運賃の割引を実施します。</p> <p>◇タクシー料金助成券、バス回数乗車券購入助成券、電車料金助成券、田原市ぐるりんバス回数乗車券購入助成券、元気バス購入助成券、福祉有償運送料金助成券の交付や、各公共交通機関における料金割引制度を広く周知し、障害のある人の移動を支援するための取組を推進します。</p> <p>◇公共交通機関を単独で使用して移動することが困難な人のため、福祉自動車（車椅子等で乗車できる設備を装着した車両）などによる移動手段（福祉有償運送）を確保します。</p>	<p>高齢福祉課 地域福祉課 街づくり推進課</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

施策5-2 情報を得やすくするための取組

福祉サービスをはじめ市政に関する情報は、毎月発行している「広報たはら」や「田原市ホームページ」、また、ケーブルテレビの市政番組を通じてお知らせしています。また、「広報たはら」では、ボランティアが掲載内容を読み上げて録音し、「声の広報」として視覚障害のある人に利用されています。

<p>具体的な取組</p>	<p>内容</p>	<p>担当課</p>
<p>意思疎通支援の充実</p>	<p>◇障害のある人の日常生活や社会生活を支援するため、従来の手話通訳者や要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業を実施するとともに、事業の広報啓発に努めます。</p> <p>◇視覚障害、知的障害、発達障害、重度の身体障害等の意思疎通支援を必要とする人に対する支援のあり方について検討するとともに、情報の取得や意思疎通が困難な人への理解促進に努めます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>情報のバリアフリー化</p>	<p>◇「田原市ホームページ作成ガイドライン」に則り、障害があっても同じように伝わり、同じように理解できるように努めます。</p>	<p>広報秘書課</p>

施策5-3

行政サービスにおける配慮

障害のある人が利用しづらい市役所にならないよう、合理的配慮の提供や障害の理解について、関係者の理解促進を図ります。

具体的な取組	内容	担当課
窓口等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◇市役所内で障害のある人への配慮が適切に行われるよう障害者差別解消法に関する周知啓発を行います。 ◇障害に関する理解を促進するため、職員に対し必要な研修（3年に1回を目途）を実施します。 ◇手話通訳者等の配置や、絵・図・パンフレットを用いた誰にでもわかりやすい説明等、障害のある人が必要とする合理的配慮の提供を行います。 	人事課 地域福祉課
選挙等における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◇情報通信技術の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努めます。 ◇移動が困難な人に配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。 ◇障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票及び点字投票について適正に運用します。 ◇指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票を適正に運用し、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。 	総務課

分野6 安心安全

施策6-1 防災対策の推進

地震・津波、その他自然災害、また新型コロナウイルスを含む感染症から市民の生命・財産を守るため、様々な対策を組合せて災害に備えなければなりません。障害のある人が安心して生活できるよう、関係者との協力による避難行動支援体制の構築、情報伝達体制の整備、防災教育や防災訓練の充実、感染症等の予防に関する取組が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
避難行動要支援台帳の作成	<p>◇災害発生時や中長期にわたる避難所での生活において、障害その他の理由により支援を必要とする人の情報を、本人の同意のうえ個別計画と合わせて台帳化し、災害発生時に支援することができるよう、関係機関との連携を図ります。</p> <p>◇台帳記載の医療情報を消防署と共有化し、緊急通報時等に迅速な対応ができるようにする等、障害のある人等が安心して生活できるための支援の充実を図ります。</p>	地域福祉課
避難行動支援体制の構築	<p>◇平常時から、要配慮者に関する情報を把握し、地域住民、自主防災会、民生・児童委員、警察、田原市社会福祉協議会、その他避難支援等の実施に携わる関係者の協力を得て、避難行動支援体制の充実を図ります。</p> <p>◇被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、ニーズに応じたサービスを提供できるよう体制を整備します。</p> <p>◇市内の福祉施設との協定のもと設置される福祉避難所の充実を図りつつ、障害のある人も安心して避難及び避難生活を送れるよう災害時障害者サポートマニュアルの作成を検討します。</p>	防災対策課 地域福祉課
情報伝達体制の整備	<p>◇安心安全ほっとメールのさらなる普及・啓発を行います。</p> <p>◇自主防災会へ各地区内の要配慮者の把握や災害発生時の支援を呼びかけます。</p> <p>◇障害者の特性に配慮した効果的な情報伝達手段を関係課と検討します。</p>	防災対策課 地域福祉課
防災教育・訓練の充実	<p>◇各種講座、訓練、講習会、説明会、広報等を通じ、「自らの身は自らが守る」の啓発を行うとともに、自主防災会へ支援を関係課と呼びかけます。</p>	防災対策課
感染症に関する対策の構築と対応	<p>◇日頃から様々なリスクを抽出し、「備える」重要性の理解を推進します。</p> <p>◇福祉サービス提供事業所に対し、通常定める「BCP計画」の中に感染症における対応の検討・記載を促します。</p>	地域福祉課 健康課

第4期田原市障害者計画

施策6-2 防犯対策の推進

障害のある人を犯罪から守り、緊急時に適切に対応するための有効な手段は、行政・警察等の協力と連携です。これらを強化し、情報伝達手法の効率化が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
警察との連携	<p>◇聴覚などに障害のある人等が警察へ通報しやすいよう、110番アプリやFAX110番の利用促進を図るとともに、行政と警察が協力し、事案に応じた迅速・適切な対応を行います。</p> <p>◇障害のある人が行方不明になってしまった際には、「田原市行方不明者発生時の対応マニュアル」を活用し、警察との効果的な連携を図ります。</p> <p>◇「田原市事件等発生時の対応マニュアル」を活用し、警察から得た犯罪に関する情報を、効果的に障害のある人へ提供できるような複数の手段で提供します。</p>	総務課

施策6-3 消費者被害の防止

障害のある人を狙った詐欺事件や悪質商法等は近年巧妙化し、より専門的な相談機関との連携による対応が必要となっています。日常における些細な心配ごとから、各種法律に関することまで、身近な場所で弁護士、行政相談員、民生・児童委員、人権擁護委員、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士、家庭相談員、母子父子自立相談員等の専門職が相談を受け付けています。消費者が被害にあわないよう相談窓口の充実が求められています。

具体的な取組	内容	担当課
消費生活相談等の充実	<p>◇消費生活相談員も障害のある人の支援方法など専門性の高い研修を受け、より安心できる相談体制を構築します。</p>	商工観光課

分野7

権利擁護・差別解消

施策7-1

障害者差別解消の推進

障害を理由とした差別をなくすためには、偏見をはじめとした障害への理解不足を解消しなければなりません。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別的取扱いの禁止が全ての人に義務付けられるとともに、合理的配慮の不提供の禁止については、行政機関等には義務、民間事業者には努力義務として規定されています。

さらに、相談及び紛争の防止等のための体制整備や、障害者差別解消支援地域協議会の設置等について規定され、田原市では平成29年度に障害者差別解消支援地域協議会を設置しています。

障害者差別解消法の主な内容

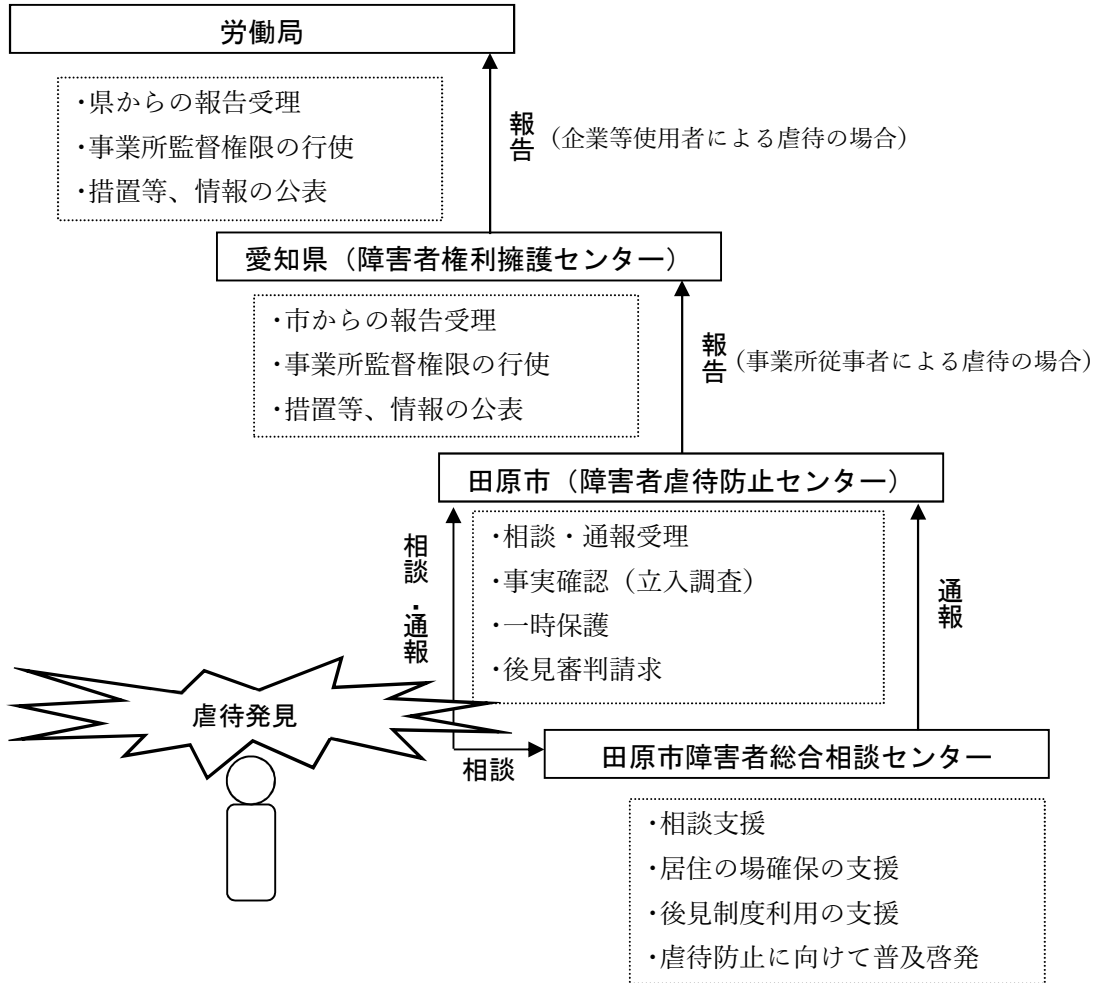
- ・ 障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- ・ 社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的な配慮の提供）
- ・ 差別解消のための支援措置（紛争解決・相談、協議会の設置、啓発活動、情報収集）

具体的な取組	内容	担当課
障害者差別解消に関する周知啓発	<p>◇障害者差別解消支援地域協議会の機能を活用し、相談窓口等に寄せられる差別に関する事例を多くの機関で共有することで、障害への理解と差別解消に関する周知啓発を推進します。</p> <p>◇障害者差別解消法の規定に基づき定めた田原市職員対応要領に規定する職員研修を毎年度実施します。</p> <p>◇合理的配慮についての正しい理解が進むよう情報提供を行います。</p>	人事課 地域福祉課

施策7-2 虐待防止の推進

虐待に至るまでの背景には、養護者への過度な負担や相談相手の不在、周囲の無理解等があることが知られています。このようなことから、過度な負担となる前に適切に相談や支援が提供される体制づくりと、虐待が起きてしまった際にも、養護者の負担軽減の方策を考え、周囲の人にも理解を求める働きかけが必要となります。

図：虐待から障害者の権利を守るための仕組み



具体的な取組	内容	担当課
障害者虐待防止センターの充実	<p>◇障害者虐待防止センターを地域福祉課内に設置し、障害者総合相談センター等関係機関と迅速に連携できる体制を強化します。</p> <p>◇養護者による虐待だけでなく、障害福祉サービス等の従事者や使用者等による虐待を防止するため、事業所等への周知啓発を行います。</p> <p>◇「虐待防止対応マニュアル」に則り、保育所・教育分野に対し、法の理念の理解に関する取組を実施します。</p>	地域福祉課

施策7-3

権利擁護の推進

福祉サービスは、利用者自らの意思により事業所と契約を結び、サービス提供を受ける形態となっています。そのため、知的や精神障害、認知症等により、判断能力が不十分で契約行為ができないといった理由で、福祉サービスが利用できない状況を防ぐ必要があります。また、その他の日常生活に必要な契約行為等を支援し、権利を侵害されることなく、安心して自立した生活が送れるような体制づくりが必要です。

そのため、田原市社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用支援や、成年後見制度を利用するほどではないが日常の金銭管理等が必要な人が利用する日常生活自立支援事業の制度の利用支援及び周知啓発を行っています。

また、障害者基本法や障害者総合支援法には、相談や成年後見等、障害のある人の権利を守るための支援において、本人の意思決定の支援に配慮することが規定されています。意思決定を適切に支援するためには、意思決定の下支えとなる「経験」、決定に必要な情報の「理解」、決定した意思の「表現」のそれぞれの過程において、障害のある人一人ひとりに合った支援を提供しなければなりません。

平成29年3月に厚生労働省が策定した「意思決定支援ガイドライン」において、意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みと定義されています。

そのため、今後もますます障害者の意思決定支援は重要なものとなることから、相談支援機関だけでなく、サービス事業所、教育機関、地域、家族等、障害のある人を取り巻く関係者全ての意思決定支援についての理解が不可欠です。

具体的な取組	内容	担当課
成年後見センターとの連携	◇障害のある人の権利を守るため、きめ細やかなネットワークづくりができるよう部会を運営するとともに、市民後見人の導入等新たな仕組みについての検討を行います。	地域福祉課
意思決定支援に関する取組	◇障害者自立支援協議会において、意思決定支援の理解を深めるとともに、意思決定支援のあり方についても協議を進めます。 ◇本人の意思が最大限に配慮され権利が守られるよう、市全体の支援力を高める取組を進めます。	地域福祉課

分野8 広域連携

平成27年1月30日、東三河8市町村が「東三河はひとつ」を合言葉に、東三河広域連合を設立しました。8市町村が質の高い行政サービスの提供や効率的な行政の運営等を目的に、住民サービスの向上のため、広域で各種事務の連携が始まっています。

障害福祉分野においては、障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務を広域連合で実施することにより、サービスの早期利用や公平・公正な審査体制の確保、経費の削減等が行われています。

また、田原市は、豊橋市、豊川市、蒲郡市とともに東三河南部圏域に属しており、圏域ごと相談支援や協議会の体制強化のために地域アドバイザーが設置されています。

さらに全国には、障害のある人も安心して暮らせるまちづくりについて、先進的な取組を行っている市町村が数多くあり、田原市では、このような福祉先進地から講師等を招き、市民等を対象とした講演会等を開催しながら福祉施策に反映する取組を行っています。

具体的な取組	内容	担当課
東三河広域連合との連携	◇今後も東三河広域連合との密な連携により事務の円滑化を進め、市民サービスの向上を図ります。	地域福祉課
東三河南部圏域との連携	◇市内で解決できない課題については、東三河南部圏域で調整し、解決に向けた取組を進めるとともに、引き続き圏域と市の連携を強化します。 ◇地域アドバイザーを中心に、各市の基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員の育成等について相互の協力体制を構築します。	地域福祉課
福祉先進地との連携	◇福祉先進地から田原市に必要と思われる施策等を学ぶ際には、市民や関係団体と共有し、協働体制が構築できるような取組を行います。	地域福祉課

第4章 第6期田原市障害福祉計画

第4章 第6期田原市障害福祉計画

1 成果目標

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、本市の実情も勘案したうえで、令和5年度末の目標を定めます。

(1) 福祉施設入所から地域生活への移行者数

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害のある人のうち、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込みます。

【第5期計画の進捗状況】

○障害者自立支援協議会「運営会議」で、地域生活への移行促進や精神科病院の実情、権利擁護に関する研修を実施し、支援機関との情報共有や意識向上に取り組みました。

○令和2年度までの見込みにおいて、地域生活移行者数については、コロナ禍の影響もあって移行が進まず未達成となっていますが、令和2年度末の福祉施設入所者数は目標を達成する見込みです。

項目	平成30～令和2年度までの目標値	平成30～令和元年度までの実績	令和2年度までの見込み	
平成30～令和2年度地域生活移行者数	8人	7人	7人	未達成
平成28年度末入所者数(86人)からの移行率	9%	8%	8%	

項目	令和2年度末の目標値	令和元年度末の実績	令和2年度末の見込み	
令和2年度末時点の施設入所者数	84人	79人	82人	達成
平成28年度末入所者数(86人)からの減少率	2%	6%	5%	

【第6期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

○国の基本指針に沿った目標値の設定を行います。

○入所者の意思決定を支援するとともに、施設入所支援事業所、地域移行支援事業所などの関係機関との連携、地域生活支援拠点の機能の活用等、地域生活への移行に向けた取組を推進します。

項目	令和5年度末の目標値	成果目標の設定
地域生活移行者数	5人	令和元年度末の施設入所者数79人の6%を設定する。
福祉施設入所者数	77人	令和元年度末の施設入所者数79人から1.6%削減する。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。国の基本指針にある成果目標「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」、「精神病床における1年以上長期入院患者数」、「精神病床における早期退院率」については、愛知県により目標値が設定されません。

【第5期計画の進捗状況】

○第5期計画における国の基本指針では、保健・医療及び福祉関係者が情報共有できる協議の場の設置に向けた目標を設定することとされていましたが、本市では、障害者総合相談センターを中心として保健・医療及び福祉関係者と連携体制を構築してきた障害者自立支援協議会を活用して、さらなる関係強化を目指すことが有効との考えから、新たな協議会の場は設定していません。

○障害者総合相談センターを中心に地域活動支援センター（機能強化I型）と協働して、精神病床がある医療機関等との連携会議を開催し、地域生活への移行支援に取り組みました。

○令和元年度末現在、入院中の精神障害者の地域生活移行者数は4人でした。

入院中の精神障害者の 地域生活移行者数	平成30年度実績	令和元年度実績
	3人	1人

【第6期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本として目標値を設定する。
○精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。

○精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）
 令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

- 第6期計画における国の基本指針では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数を目標値に設定することになりましたが、本市では、第5期計画の考え方を踏襲して新たな協議の場は設定しないこととしているため、目標値は設定しません。
- 精神障害がある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、必要な支援を地域の中で包括的に提供できる体制を検討します。
- 障害者総合相談センターを中心に構築してきた精神病床がある医療機関との連携会議等を引き続き実施するとともに、さらなる連携強化を図っていきます。

項目	令和5年度末の目標値	成果目標の設定
地域移行に伴う基盤整備量 （65歳以上利用者数）	7人	県の推計式により長期入院患者の地域生活への移行に伴う障害福祉サービスを利用する人数を算出。
地域移行に伴う基盤整備量 （65歳未満利用者数）	9人	

項目	R3	R4	R5
精神障害者の地域移行支援	2人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援	3人	3人	4人
精神障害者の共同生活援助	9人	9人	10人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	1人

（3） 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の設置か所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の回数について、年間の見込数を設定します。

地域生活支援拠点に求められる機能

- ・相談支援体制の整備（地域移行や親元からの自立に向けた支援）
- ・緊急時の受入れや対応（ショートステイの利便性や対応力の向上）
- ・体験の機会や場の提供（ひとり暮らし体験やグループホーム体験等）
- ・専門性（人材の確保と養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（様々なニーズに対応できる地域の体制整備等）

【第5期計画の進捗状況】

○第5期計画では地域生活支援拠点に求められる機能を地域において分担する「面的整備」に取り組んできましたが、障害のある人の重度化や高齢化、「親なき後」を見据え、「地域生活支援拠点」のさらなる強化が必要です。

相談支援体制の整備（地域移行や親元からの自立に向けた支援）

・障害者総合相談センターがコーディネータの役割を担い、それぞれの機能を担う関係機関と連携し支援を進めています。

緊急時の受入れや対応（ショートステイの利便性や対応力の向上）

・短期入所事業所、相談支援専門員等の関係者間で緊急時の共通認識を持ち、利便性、対応力の向上等を図る必要があります。

体験の機会及び場の提供（ひとり暮らし体験やグループホーム体験等）

・豊橋市内に「体験の場」を設けましたが、地域移行を進める上では実際に暮らす地域で体験することが有効であるため、市内で「体験の場」を設ける検討が必要となっています。

専門性の確保（人材の確保と養成、連携等）

・障害者自立支援協議会運営会議や各部会において、専門性の習得を目的とした研修会を開催することにより、人材育成を図る必要があります。

地域の体制づくり（様々なニーズに対応できる地域の体制整備等）

・障害者総合相談センターを中心に医療・高齢福祉等関係機関との体制整備に取り組んでいく必要があります。

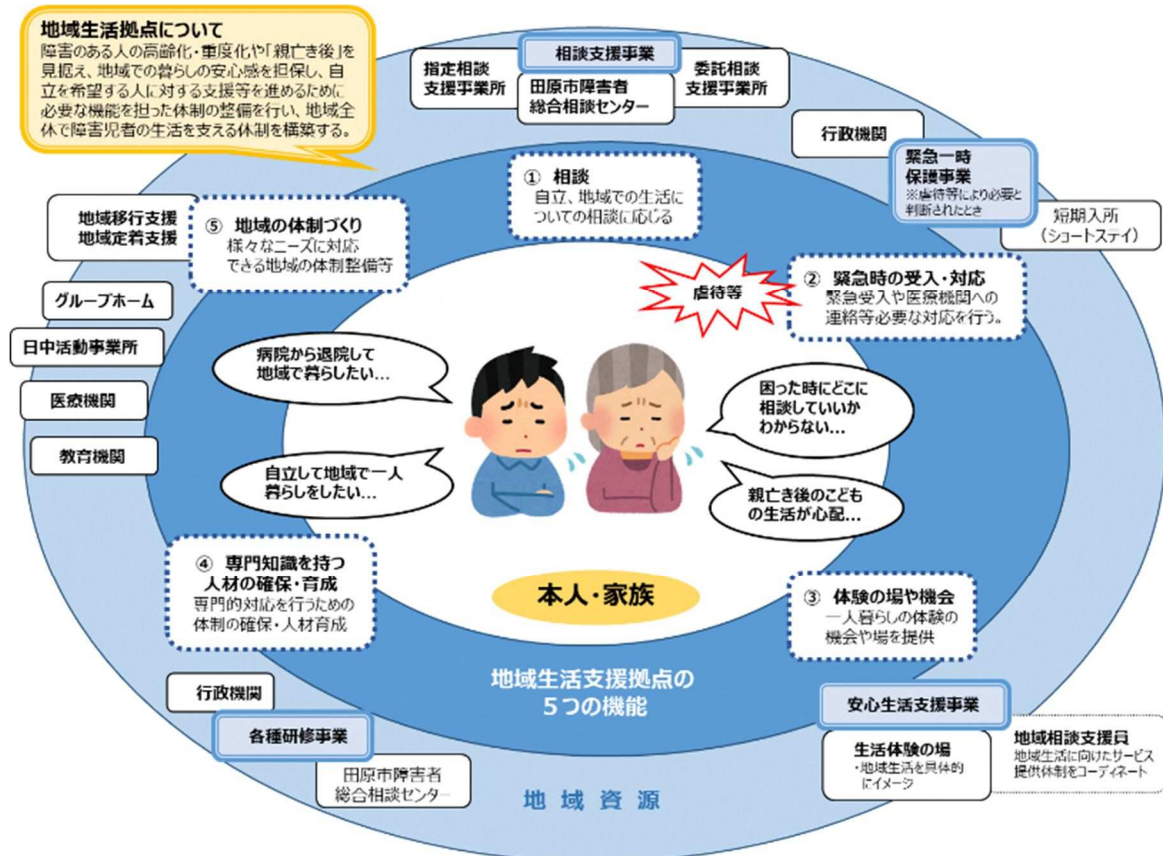
【第6期計画の取組と成果目標】

国の基本指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

- 地域生活支援拠点を構成する関係機関と、地域課題に対する共通認識を持ち、目的を共有化し、機能充実に向けた検証・検討を実施していきます。
- 地域生活支援拠点の機能強化により、地域生活への移行者が増えることを勘案し、在宅生活を支える障害福祉サービス等の見込量を算出します。
- 各支援機関の専門性を活かした研修会の開催等、人材育成に取り組んでいきます。
- 就学、卒業、就職等のライフステージの節目を見据え、中長期視点からの継続した支援が実施できるよう障害者総合相談センターを中心に検討を進めていきます。

項目	令和5年度末の目標値	成果目標の設定
地域生活支援拠点（面的整備）	1か所	地域生活支援拠点等の設置か所数を設定する。
機能充実のための検証・検討の実施回数	年1回以上 （令和3年度～令和5年度）	地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数



(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて企業等へ一般就労する人の数を見込みます。

【第5期計画の進捗状況】

- 一般就労移行者数については、令和2年度に市内の就労移行支援事業所が1事業所減少したことも影響し、目標を下回っています。なお、一般就労移行者については、就労移行支援事業利用者のみで、就労継続支援事業利用者からの実績はありませんでした。
- 令和元年度において、市内の就労移行支援事業所2事業所の就労定着率は、いずれも3割を超えており、田原市における就労移行支援事業ごとの就労移行率が3割以上の事業所の割合は10割となっています。

項目	令和2年度 目標値	令和元年度中の 実績	令和2年度中の見込み	
一般就労移行者数	9人	6人	6人	未達成
平成28年度（6人）との比較	1.5倍	1.0倍	1.0倍	

項目	令和2年度 目標値	令和元年度末の 実績	令和2年度末の見込み	
就労移行支援事業利用者数	20人	18人	20人	達成
平成28年度（16人）との比較	1.25倍	1.13倍	1.25倍	

項目	令和2年度 目標値	令和元年度 の実績	令和2年度の見込み	
就労移行支援事業ごとの就労移行率が3割以上の事業所の割合	5割	10割	10割	達成

- 令和元年度中の就労定着支援事業所利用者数は7人で、その内、市内の就労定着支援事業所利用者は5人、就労定着者は4人、定着率は80%でした。また、市外の就労定着支援事業所利用者は2人、就労定着者は2人でした。
- 令和元年度中に就労定着支援利用開始から1年を経過した人の状況については、1年経過者は7人で、その内、就労者は6人、離職者は1人、定着率は85.7%でした。令和2年度も市内の事

第4期田原市障害者計画

業所においては100%の達成見込みであり、市外の事業所も含めて80%以上の目標を達成する見込みです。

項目	令和2年度 目標値	令和元年度中 の実績	令和2年度中の見込み	
就労定着支援事業による 1年後の職場定着率	80%	85.7%	80%以上	達成

【第6期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
<p>○就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数</p> <p>当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。</p> <p>この際、就労移行支援事業（1.3倍）、就労継続支援A型事業（1.26倍）及び就労継続支援B型事業（1.23倍）について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。</p>

- 令和2年度において、市内の就労移行支援事業所は1事業所、就労継続支援A型事業所は2事業所、就労継続支援B型事業所は4事業所となっています。
- 雇用の創出に向け、一般就労先である企業等に対する障害への理解の周知・啓発の取組を強化するとともに、就労支援検討会を通じて農福連携の取組を推進します。
- 一般就労に向け、障害福祉サービスと併せて、就労支援専門員による支援、市独自の「職場体験事業」を実施します。

項目	令和5年度の目標値	成果目標の設定
一般就労移行者数	8人	令和元年度の移行実績6人の1.27倍以上を設定する。
就労移行支援事業からの 一般就労移行者数	6人	第5期計画の実績や地域性を考慮し、令和元年度の移行実績6人を設定する。
就労継続支援A型事業 からの一般就労移行者数	1人	令和元年度の実績が0人であるため、地域性を考慮し、目標値を最低である1人で設定する。
就労継続支援B型事業 からの一般就労移行者数	1人	令和元年度の実績が0人であるため、地域性を考慮し、目標値を最低である1人で設定する。

国の基本指針

○就労定着支援事業の利用を通じて一般就労への定着人数

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

○就労定着支援事業の利用を通じて一般就労への定着人数については、国の基本指針に沿って目標値を設定します。

○関係機関との連携を強化し、利用者及び事業所への支援体制を整えていきます。

項目	令和5年度の目標値	成果目標の設定
就労定着支援事業の利用率 (就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合)	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の割合を7割に設定する。
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上に設定する。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障害者等から福祉に関する相談に応じる体制の整備に係る目標を設定します。

国の基本指針（新規）
<p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。</p> <p>○総合的・専門的な相談支援 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。</p> <p>○地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。</p>

【第6期計画の取組と成果目標】

- 障害者総合相談センターを設置し、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組んでいます。
- 障害者総合相談センターは、相談支援事業所に対して、指導機関としての役割を担い、全ての相談支援計画を確認することで人材育成に取り組み、また必要に応じて訪問等による専門的な指導・助言を実施しています。
- 地域住民の複合・複雑化した支援へのニーズに対応するため、社会福祉法が改正され、重層的支援体制の整備に取り組んでいくこととなっています。介護・障害・子ども・困窮等の相談支援機関が役割分担し、円滑な連携のもとで支援ができるよう体制整備の検討を行う必要があります。

項目	令和5年度の目標値	成果目標の設定
相談支援体制の充実・強化等	実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化

項目		R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援		実施	実施	実施
地域の 相談支 援体制 の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	障害者総合相談センターにおいて、日々の業務の中で、指導・助言及び人材育成が実施されており、この体制を継続する。		
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数			
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4 回	4 回	4 回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標を設定します。

国の基本指針（新規）
<p>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 <ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

【第6期計画の取組と成果目標】

○障害福祉サービスの多様化に伴い、様々な分野から事業所が参入しています。障害者総合相談センターが中心となって、情報や研修機会の提供を行うなど、事業所の質を向上させる取組を引き続き実施します。

項目	令和5年度の目標値	成果目標の設定
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施	県が実施する各種研修への市職員の参加及び市内の事業所等への情報提供を実施する。

項目	R3	R4	R5
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1 人	1 人	1 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有機会	1 回	1 回	1 回

2 障害福祉サービスの見込量及び確保方策

令和3年度から令和5年度までの指定障害福祉サービスなどの見込量とその確保に向けた方策を以下のとおり定めます。

(1) 訪問系サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
居宅介護	見込み	525 時間	535 時間	545 時間	519 時間	523 時間	527 時間
		57 人	60 人	63 人	56 人	56 人	57 人
	実績	507 時間	482 時間	481 時間			
		54 人	53 人	48 人			
重度訪問介護	見込み	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間	50 時間
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 時間	0 時間	0 時間			
		0 人	0 人	0 人			
同行援護	見込み	10 時間	10 時間	10 時間	8 時間	8 時間	9 時間
		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	実績	6 時間	6 時間	4 時間			
		2 人	2 人	1 人			
行動援護	見込み	20 時間	30 時間	40 時間	20 時間	20 時間	20 時間
		1 人	2 人	3 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 時間	0 時間	0 時間			
		0 人	0 人	0 人			
重度障害者等 包括支援	見込み	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	実績	0 時間	0 時間	0 時間			
		0 人	0 人	0 人			

第5期障害福祉計画の評価

【第5期の取組】

○障害者自立支援協議会「ヘルパー連携会」において、強度行動障害の理解など支援の専門性の向上を図るための研修会を開催しました。また、「ヘルパー連携会」では、在宅支援の専門性から知り得る課題を抽出し、まちづくりに活用できるよう検証・検討を重ねています。

【見込みと実績の分析】

○居宅介護の利用実績は見込数を下回っていますが、ニーズには対応できている状況です。
○重度訪問介護、行動援護のニーズがあると予想されましたが、市内に提供事業所がなく利用実績は

ありませんでした。

- 重度障害者等包括支援は、常時介護を要する方に、介護や相談支援等の各種支援を包括的に提供するものですが、本市及び近隣市に提供事業所がなく、利用実績はありませんでした。現在は、相談支援専門員が各種支援サービスの調整・組合せをして市内の利用対象者に対応しています。

【課題】

- 市内で訪問系サービスを実施している事業所は2事業所と少ない状況で、同性介護に対応するための男性介護職員の不足、次世代を担う介護職員の不足などが課題として挙げられています。今後のニーズに対応し、安定的にサービスを提供していくためには人材の確保が必要です。
- 強度行動障害のある人への支援など、高い専門性を必要とする支援を提供できる人材が限られており、支援の質の向上が求められています。
- 重度訪問介護は、医療的ケアを要する障害児者からのニーズの増加が予測されるため、支援体制を充実させていく必要があります。

第6期障害福祉計画

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 居宅介護は、福祉施設入所者等の地域生活移行支援を進めるにあたり、在宅生活を支える基本的なサービスであるため利用は増加すると見込まれますが、現在の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 重度訪問介護、行動援護については、市内に事業所がなく、利用実績もありますが、潜在的なニーズを見込むとともに、体制の充実に向け、事業所への周知啓発に取り組みます。
- 「ヘルパー連携会」を中心に、市内の事業所との連携を強化し、研修等を通じた人材育成と人材の確保に関する取組を進め支援体制の整備を図ります。また、「ヘルパー連携会」では在宅支援での気づきや課題を「イケてる視点」として抽出し、検証・検討して支援の充実に活用できるよう取組を継続します。
- 同行援護は市内に2事業所あり、現在の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 重度訪問介護、重度障害者等包括支援については、市内及び近隣市に事業所がなく、利用実績もないため、今後も各種支援サービスの調整・組合せで対応します。

第4期田原市障害者計画

(2) 日中活動系サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
生活介護	見込み	3,720 人日	3,780 人日	3,840 人日	3,534 人日	3,574 人日	3,614 人日
		190 人	193 人	196 人	181 人	182 人	184 人
	実績	3,416 人日	3,390 人日	3,494 人日			
		176 人	177 人	179 人			
自立訓練 （機能訓練）	見込み	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人日	0 人日	0 人日			
		0 人	0 人	0 人			
自立訓練 （生活訓練）	見込み	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日
		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	9 人日	0 人日	20 人日			
		1 人	0 人	1 人			
就労移行支援	見込み	310 人日	320 人日	330 人日	332 人日	333 人日	335 人日
		18 人	19 人	20 人	20 人	20 人	20 人
	実績	327 人日	329 人日	330 人日			
		20 人	20 人	20 人			
就労継続支援 （A型）	見込み	460 人日	480 人日	500 人日	664 人日	694 人日	774 人日
		25 人	27 人	29 人	38 人	40 人	45 人
	実績	430 人日	544 人日	617 人日			
		24 人	31 人	35 人			
就労継続支援 （B型）	見込み	970 人日	1,040 人日	1,040 人日	1,371 人日	1,448 人日	1,508 人日
		62 人	65 人	65 人	75 人	76 人	76 人
	実績	1,083 人日	1,147 人日	1,316 人日			
		67 人	69 人	75 人			
就労定着支援	見込み	0 人	1 人	1 人	8 人	12 人	15 人
	実績	3 人	8 人	8 人			
療養介護	見込み	1 人	1 人	1 人	2 人	2 人	2 人
	実績	1 人	2 人	2 人			

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
短期入所 （福祉型）	見込み	310 人日	315 人日	315 人日	310 人日	310 人日	310 人日
		39 人	40 人	40 人	41 人	41 人	41 人
	実績	311 人日	260 人日	310 人日			
		41 人	41 人	41 人			
短期入所 （医療型）	見込み	16 人日	24 人日	32 人日	8 人日	8 人日	8 人日
		2 人	3 人	4 人	2 人	2 人	2 人
	実績	5 人日	3 人日	3 人日			
		2 人	1 人	1 人			

※「人日」は、1人1月当たりの平均利用日数に利用人数を掛けて算出しています。

第5期障害福祉計画の評価

【第5期の取組】

- 障害者自立支援協議会「運営会議」において、障害者虐待の防止及び支援の質の向上を目的とした講習会を開催しました。
- 「就労検討会」で障害者雇用に関する周知啓発について検討し、就労専門員を中心に就労先の確保及び定着支援についての取組を進めています。また、農福連携に取り組んでいます。
- 就労系サービス事業所への情報提供と障害福祉についての理解と専門性の習得に向けて、障害者総合相談センターが事業所との連携を密にして支援に取り組んでいます。

【見込みと実績の分析】

- 生活介護は、就労系サービスの利用が増加したこともあり見込数を下回りましたが、ニーズには対応できている状況です。
- 就労系サービス（就労移行支援、就労継続支援A・B型）は、市内外の事業所の利用があり、見込みを大きく上回りました。
- 就労定着支援は平成30年度から始まったサービスですが、周知が進み利用者数が増加傾向です。
- 自立訓練、療養介護、短期入所（医療型）は、市内に事業所がないため、市外の事業所を利用しています。

【課題】

- 就労移行支援事業所等から一般就労につなぐ取組の強化が必要です。
- 就労支援について、精神障害がある人からのニーズが増加傾向にあります。
- 事業所の所在地域に偏りがあるため、利用しやすいサービス提供体制の構築が必要です。
- 医療支援を必要とする方たちへの支援体制の整備が必要です。

第6期障害福祉計画

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 地域移行の推進に応じて、日中活動系サービスの利用の増加が見込まれます。日中活動の場、社会参加の機会の提供体制の整備に向け、相談支援専門員、関係機関と連携し取組を進めます。

- 就労に対する多様なニーズに対応するため、市内事業所や企業への情報提供を継続し、専門性の習得による支援の質の向上を図ります。
- 「働く大人になるために」、幼少期から一貫した切れ目のない支援をつなぐことで就労時の支援の充実を図る取組を進めます。
- 生活介護については、市内に5事業所あり、現在の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 自立訓練、療養介護、短期入所（医療型）については、市内に事業所はありませんが、市外の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 就労系サービスについては、市内の5事業者と市外の事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 居住系サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
自立生活援助	見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
共同生活援助 （グループホーム）	見込み	24 人	26 人	28 人	23 人	25 人	28 人
	実績	19 人	21 人	22 人			
施設入所支援	見込み	84 人	82 人	80 人	82 人	81 人	80 人
	実績	79 人	79 人	82 人			

第5期障害福祉計画の評価

【第5期の取組】

○市内全域にグループホームが設置されるよう事業者への周知啓発及び支援に取り組んだ結果、令和元年度に渥美地域へ1か所の新規、令和2年度に田原地域へ1か所の増設があり、地域における居住の場が増えました。

【見込みと実績の分析】

- 共同生活援助は、グループホームの増加により、利用者の増加が見込まれます。
- 施設入所は、入所者の高齢化等に伴う退所及び地域生活への移行を見込みましたが、地域への移行・受入体制（地域生活支援拠点）の整備が伴っていなかったこともあり、減少しませんでした。

【課題】

- 地域生活を希望する方が暮らしていくことができる体制を整える必要があります。
- 地域生活への移行を進めるためには、居住する場所のひとつの選択肢であるグループホームの充実とともに、日中活動の場や就労の場の確保も併せて必要となります。
- 施設入所者の高齢化により生じる問題に対応するため、共生型サービスを検討する必要があります。

第6期障害福祉計画

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 共同生活援助は、今後もグループホームの設置に向けた周知啓発及び支援に取り組むことにより、利用者は増加すると見込まれますが、現在の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 施設入所支援は、地域への移行・受入体制の整備や共生型サービスを検討することにより、利用者の減少を見込みます。

- 自立生活援助は、市内に事業所がなく、利用実績がありませんでしたが、今後の潜在的なニーズを見込むとともに、事業所への周知啓発に取り組みます。

(4) 相談支援サービス

(1月当たり)

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
計画相談支援	見込み	98 人	100 人	102 人	106 人	107 人	108 人
	実績	103 人	104 人	105 人			
地域移行支援	見込み	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	3 人
	実績	2 人	1 人	1 人			
地域定着支援	見込み	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	4 人
	実績	1 人	2 人	2 人			

第5期障害福祉計画の評価

【第5期の取組】

- 地域相談支援は、精神科医療機関と地域活動支援センターとの連携会議を定期的で開催し、情報交換や連携・協力体制の強化に取り組んでいます。
- 相談支援事業所とサービス提供事業所との協力・連携体制の強化に取り組んでいます。
- 基幹相談支援センター長が、市内の相談支援事業所の質の平準化及び向上を図るため、サービス等利用計画案を確認し、計画策定に係る支援を行っています。

【見込みと実績の分析】

- 計画相談支援については、事業所が増加したことにより全ての利用者の計画が作成され、円滑なサービス提供につながっています。

【課題】

- 地域移行支援、地域定着支援により、長期入院患者等が安心して地域生活を送ることができるよう支援していくためには、適切な意思決定支援、関係機関の連携の強化、高齢精神障害者支援のあり方、地域における精神障害者に対する理解の促進、支援体制の構築などに取り組む必要があります。

第6期障害福祉計画

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 計画相談は、相談支援事業所とサービス提供事業所との協力・連携体制の強化や相談支援事業所の質の平準化及び向上を図る取組を行うことで、利用者の増加を見込みますが、現在の事業所により見込量は確保できると考えます。
- 地域移行支援、地域定着支援は、医療機関等関係機関及び高齢者支援センターとの連携のさらなる

強化を図るとともに、地域における支援体制の構築について検討します。

■参考：補装具費

交付	H30	R1	R2 (見込み)
義肢	6 件	3 件	4 件
装具	6 件	9 件	10 件
視覚障害者安全つえ	1 件	1 件	2 件
補聴器	15 件	16 件	15 件
車椅子	11 件	9 件	10 件
電動車椅子	2 件	0 件	1 件
歩行器	0 件	2 件	2 件
歩行補助つえ	0 件	2 件	2 件
眼鏡 (矯正眼鏡)	0 件	0 件	0 件
眼鏡 (遮光)	0 件	2 件	0 件
特殊義眼	1 件	0 件	1 件
座位保持装置	3 件	2 件	3 件
特例補装具	4 件	3 件	3 件
座位保持椅子	0 件	1 件	0 件
小計	49 件	50 件	53 件
修理	H30	R1	R2 (見込み)
義肢	6 件	4 件	6 件
装具	4 件	1 件	2 件
補聴器	12 件	8 件	10 件
車椅子	20 件	12 件	20 件
電動車椅子	11 件	6 件	10 件
座位保持装置	2 件	2 件	2 件
歩行補助つえ	0 件	0 件	0 件
歩行器	0 件	0 件	0 件
小計	55 件	33 件	50 件

3 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

令和3年度から令和5年度までの地域生活支援事業などの見込量と今後の方策を以下のとおり定めます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	見込み	2回	2回	2回	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回			

【第5期の取組・評価】

- 障害についての理解促進を図るための講演会の開催やヘルプマークを用いた周知啓発に取り組みました。
- 災害時等に支援が必要な方が支援内容を記載できるヘルプカードを作成しました。
- 田原市聴覚障害者協会と連携して防災スカーフの周知に取り組みました。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 共生社会の実現に向けて、多くの市民が関心を持てるような事業の実施を検討し、広報活動等に取り組んでいきます。

② 自発的活動支援事業

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
自発的活動支援事業	見込み	3団体	3団体	3団体	3団体	3団体	3団体
	実績	3団体	3団体	3団体			

【第5期の取組・評価】

- 当事者団体等が実施する社会的活動に対し、補助金を交付して活動の支援を行いました。活動の内容は、地域や関係機関との防災訓練や当事者団体が主催するスポーツ大会等の開催でした。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 各団体の活動支援を継続することで、多くの障害者等やその家族をはじめ、市民が事業に関わるようにします。

③ 相談支援事業

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談支援事業	障害者相談支援事業	見込み	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
		実績	3 か所	3 か所	4 か所		
	基幹相談支援センター等機能強化事業	見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		実績	1 か所	1 か所	1 か所		
	住宅入居等支援事業	見込み	実施	実施	実施	実施	実施
		実績	実施	実施	実施		

【第5期の取組・評価】

- 市から委託を受けた相談支援事業所の相談支援専門員が、障害者総合相談センターに常駐し、いつでも相談ができる体制が整備されています。
- 障害者総合相談センターでは、相談の多様化・複雑化に対応するため、相談支援専門員同士の情報交換を密に行いながら支援方法を検討し、相談支援の質の向上を図っています。
- 障害者自立支援協議会の機能を活用し、地域の課題の抽出、解決に向けて取組を進めています。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 本市の地域特性を踏まえ、相談支援事業所の相談支援専門員が障害者総合相談センターに常駐する現行の相談支援体制を継続します。
- 障害者自立支援協議会の機能を活用することで、関係機関との連携を強化し、地域において障害者等を支えるネットワークを構築します。

④ 成年後見制度利用支援事業

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
成年後見制度利用支援事業	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	0 件			

第4期田原市障害者計画

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成年後見制度 法人後見支援事業	見込み	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人	1 法人
	実績	1 法人	1 法人	1 法人			

【第5期の取組・評価】

- 利用支援事業については、相談はあるものの制度の利用までは至っていません。
- 障害者等の重度化や高齢化が見込まれる中、適切な制度利用につながるよう支援していく必要があります。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 平成19年度から田原市社会福祉協議会に成年後見センターが設置され、法人後見業務が実施されています。障害者の権利擁護を図るため、顧問弁護士、社会福祉士等の配置により適切に業務が運営できるよう事業を継続します。

⑤ 意思疎通支援事業

サービスの種類			第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
			H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
意思疎通支援事業	手話通訳者 派遣事業	見込み	90 時間	95 時間	100 時間	95 時間	100 時間	105 時間
		実績	142 時間	84 時間	90 時間			
	要約筆記者 派遣事業	見込み	手話通訳者派遣事業に含む			40 時間	40 時間	40 時間
		実績	58 時間	37 時間	17 時間			
	手話通訳者設置 事業	見込み	週5回	週5回	週5回	週5回 (1人)	週5回 (1人)	週5回 (1人)
		実績	週5回 (1人)	週5回 (1人)	週5回 (1人)			

【第5期の取組・評価】

- 派遣事業は、市通訳者等登録制度と県派遣制度を併用し、ニーズに対応しています。
- 手話通訳者は、本庁舎に平日半日の配置であるため、利用者からは終日の配置が望まれています。
- 市主催の講演会等では、手話通訳者や要約筆記者の派遣が浸透してきてはいますが、合理的配慮の提供として、様々な場面で手話通訳者等が配置されるよう継続して事業の周知が必要です。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 手話通訳者等の派遣を希望する場合、市役所窓口又はFAXでの申請・受付としていますが、FAXのない方もいるため、他の方法でも申請手続きが行えるよう利便性の向上を図ります。
- 利用者の日常生活を支えるため、通訳技術のほか地域のことを把握している通訳者等が望まれますが、市通訳者等登録者制度の登録者数が少ない状況であるため、広報活動等を行い手話通訳者等の確保に取り組みます。

⑥ 日常生活用具給付費

サービスの種類			第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
			H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
日常生活用具給付費	介護訓練 支援用具	見込み	5 件	5 件	5 件	4 件	4 件	4 件
		実績	2 件	8 件	2 件			
	自立生活 支援用具	見込み	5 件	5 件	5 件	10 件	10 件	10 件
		実績	9 件	15 件	6 件			
	在宅療養等 支援用具	見込み	10 件	10 件	10 件	9 件	9 件	9 件
		実績	10 件	9 件	6 件			
	情報・意思 疎通支援 用具	見込み	10 件	10 件	10 件	8 件	8 件	8 件
		実績	11 件	9 件	4 件			
	排泄管理 支援用具	見込み	1,300 件	1,320 件	1,340 件	1,324 件	1,316 件	1,308 件
		実績	1,348 件	1,300 件	1,332 件			
	住宅改修費	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
		実績	1 件	3 件	1 件			

【第5期の取組・評価】

- 日常生活用具の給付品目では、排泄管理支援用具（ストマ用装具等）の申請が大半を占めていますが、中には、数年間申請のない用具もあります。
- 日常生活用具として要望が寄せられた品目等については、他市の状況等を確認しつつ給付の検討をしています。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 対象品目等について、ニーズや生活環境の変化を考慮した上で、事業目的にあった適切な給付ができるよう検討します。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員養成 研修事業	見込み	8 人	8 人	8 人	10 人	11 人	12 人
	実績	6 人	5 人	— 人			

【第5期の取組・評価】

- 若年者の受講を増やすため市内の高校へちらしを配布する等多方面に周知を図りました。
- 毎年、曜日（休日、平日）や時間（昼間、夜間）を変更して研修事業を実施しましたが、見込者数を下回りました。なお、令和2年度は平日夜間に実施を予定した結果、申込が12人ありましたが、コロナ禍の影響により開催できませんでした。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 手話奉仕員養成研修事業の受講者を増やすため、効果的な周知方法を検討します。
- 手話奉仕員養成研修事業は、国の「手話奉仕員養成カリキュラム」に準じて実施している講座（入門・基礎課程）であることから、受講者の終了後のステップアップにつながる取組を検討します。

⑧ 移動支援事業

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
移動支 援事業	見込み	6,950 時間	7,000 時間	7,050 時間	5,689 時間	5,803 時間	5,861 時間
		94 人	95 人	96 人	100 人	102 人	103 人
	実績	5,572 時間	5,839 時間	3,679 時間			
		98 人	100 人	65 人			

【第5期の取組・評価】

- 令和2年度はコロナ禍の影響による外出自粛で利用者が減少しました。

○移動支援については、知的障害児者の利用が多く、社会参加の機会につながっています。

【第6期の見込量と確保のための方策】

○利用者数、利用時間は、放課後等デイサービスや日中一時支援の利用状況に影響されますが、一定のニーズは見込まれ、現在の事業所により見込量は確保できると考えます。

○引き続き「ヘルパー連携会」を中心に課題等の検討に取り組むとともに、人材育成のため研修会を開催します。

⑨ 地域活動支援センター

(登録者数)

サービスの種類			第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
			H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
地域活動支援センター	機能強化型（I型）	見込み	10 人	10 人	10 人	22 人	25 人	28 人
		実績	13 人	19 人	21 人			
	※市外利用	見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
		実績	1 人	1 人	1 人			

※田原市民が市外の地域活動支援センターを利用

【第5期の取組・評価】

○地域活動支援センター（機能強化型I型）を平成30年1月から設置しており、登録者は徐々に増加しています。

○主に精神疾患のある方が利用しており、日中活動の場として創作活動や交流活動の提供を行うほか、精神保健福祉士等の専門職を配置して相談支援を実施しています。

○精神科医療機関等と連携し、地域生活に移行する際の支援拠点として機能しています。

【第6期の見込量と確保のための方策】

○精神障害者手帳や自立支援医療（精神通院）受給者は年々増加していますが、市内には精神科医療機関や専門的な支援機関も少ないため、地域活動支援センターが精神疾患のある方を支援する役割を果たしています。

○精神科医療機関を退院後の円滑な地域生活移行の推進のため、地域での周知啓発活動にも取り組んでいきます。

○現在の事業所により見込量は確保できると考えます。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス、日中一時支援事業

(年間)

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
訪問入浴サービス	見込み	180 回	180 回	180 回	120 回	180 回	180 回
	実績	162 回	146 回	108 回			
日中一時支援事業	見込み	2,870 日	2,850 日	2,750 日	1,885 日	1,960 日	2,035 日
	実績	1,677 日	1,596 日	1,812 日			

【第5期の取組・評価】

- 訪問入浴サービスは3事業所に委託しサービスを提供していますが、利用者は2、3人で推移しています。
- 日中一時支援事業は、市内で1事業所増えました。障害児の利用が多数を占めていましたが、市内外で放課後等デイサービス事業所が開設したことにより平日利用が増え、日中一時支援事業を利用する児童数が減少しています。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 訪問入浴サービスは、医療的ケアが必要な重度障害の方が利用されるため、継続して実施します。
- 日中一時支援事業は、障害者等の日中活動及び介護者の余暇支援のため、他サービスの利用状況を考慮しながら、必要な方にサービスが提供されるよう事業を実施しますが、利用者が減少傾向のため第5期計画に比べ少なく設定します。

(3) その他事業

① 市独自事業

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
障害者手当	見込み	2,450 人	2,430 人	2,410 人	2,492 人	2,489 人	2,487 人
	実績	2,499 人	2,500 人	2,494 人			
外出支援 助成券	見込み	320 人	310 人	300 人	410 人	400 人	390 人
	実績	429 人	417 人	335 人			
人にやさしい住宅 リフォーム補助金	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	1 件	1 件			
自動車運 転免許取 得費助成	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	1 件			
自動車改 造費助成	見込み	2 件	2 件	2 件	1 件	1 件	1 件
	実績	0 件	0 件	1 件			
緊急コー ルシステ ム	見込み	5 人	5 人	5 人	7 人	7 人	7 人
	実績	7 人	7 人	7 人			
重度身体障 害者寝具乾 燥消毒サー ビス	見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人			
訪問理美 容サービ ス	見込み	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回	10 回
	実績	7 回	4 回	4 回			

第4期田原市障害者計画

サービスの種類		第5期障害者福祉計画（実績）			第6期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
重症心身障害児者短期入所 利用支援事業 費補助	見込み	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	実績	1 件	1 件	1 件			
障害者共同生活援助事業費 補助	見込み	7 件	7 件	7 件	7 件	7 件	7 件
	実績	8 件	7 件	7 件			
重症心身障害児者短期入所 サービス提供 体制整備補助	見込み	1 件	2 件	2 件	1 件	1 件	1 件
	実績	1 件	1 件	1 件			

【第5期の取組・評価】

- 令和元年度に、外出支援助成券（福祉タクシー、バス回数券購入助成券、電車回数券、元気パス購入助成券、福祉有償運送利用助成券）の種類や利用方法を見直しました。
- 重症心身障害児者短期入所サービス提供体制整備補助は、受入事業所が少ない医療的ケアを必要とする方の短期入所利用支援のため、継続して実施しています。

【第6期の見込量と確保のための方策】

- 市独自事業については、それぞれ直近の実績に基づき見込量を設定しますが、外出支援助成券については、過去の実績（コロナ禍の影響による外出控えがあり利用実績が伸びなかった令和2年度を除く。）を基に増加する予測で見込量を確保します。
- 市独自事業の利用促進が図られるよう周知啓発を行うとともに、地域の特性に応じたニーズの変化等に対応する制度にするため引き続き検討します。
- 愛知県が実施する事業と一体的に行っている重症心身障害児者短期入所利用支援事業費補助と障害者共同生活援助事業費補助については、県の動向にあわせ必要に応じ見直しを実施します。

第 5 章 第 2 期田原市障害児福祉計画

第5章 第2期田原市障害児福祉計画

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実に向けた体制整備についての目標を設定します。

【第1期計画の進捗状況】

- 田原市児童発達支援センターの設置に向け、市役所内でワーキング会議等による検討を進め、令和3年4月開設に向けて準備を進めました。
- 市内全域で利用できる事業所がないことから、巡回支援専門員整備事業を実施し、保育所等の訪問支援ができる体制を整えました。

【第2期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和5年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置する。
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

- 田原市児童発達支援センターを設置し、地域における中核的な支援施設として位置づけ重層的な障害児通所支援の体制の整備を図るとともに、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。
- 田原市児童発達支援センターの設置に合わせ、保育所等訪問支援を実施するとともに巡回支援専門員整備事業を継続して実施し、保育所等訪問支援の充実を図ります。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保についての目標を設定します。

【第1期計画の進捗状況】

○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に少なくとも1か所以上確保するよう検討しました。

【第2期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。

- 田原市児童発達支援センターに看護師を配置するなどして、重症心身障害児が児童発達支援事業を受けられる体制を整えます。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を近隣市で確保できるよう努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に係る目標を設定します。

【第1期計画の進捗状況】

○令和元年9月に医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、医療的ケア児の状況やニーズの把握、支援体制等の課題などについての情報共有を図りました。

【第2期計画の取組と成果目標】

国の基本指針
令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、医療的ケア児支援のため健康、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議する体制を整えるとともに、入院中からの退院支援や個々の発達段階に応じた発達支援等の支援に係るコーディネートを担う医療的ケア児コーディネーターを配置します。

2 障害児福祉サービスの見込量及び確保方策

令和3年度から令和5年度までの障害児通所支援、障害児相談支援などの見込量とその確保に向けた方策を以下のとおり定めます。

(1月あたり)

サービスの種類		第1期障害児福祉計画（実績）			第2期障害児福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
児童発達支援	見込み	90 人日	90 人日	90 人日	300 人日	400 人日	400 人日
		6 人	6 人	12 人	20 人	25 人	25 人
		0 事業所	0 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	実績	103 人日	99 人日	108 人日			
		8 人	10 人	9 人			
		0 事業所	0 事業所	0 事業所			
医療型児童発達支援	見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所
	実績	0 人日	0 人日	0 人日			
		0 人	0 人	0 人			
		0 事業所	0 事業所	0 事業所			
放課後等デイサービス	見込み	400 人日	400 人日	400 人日	700 人日	700 人日	700 人日
		35 人	35 人	35 人	60 人	60 人	60 人
		2 事業所	2 事業所	3 事業所	3 事業所	3 事業所	3 事業所
	実績	553 人日	593 人日	627 人日			
		48 人	52 人	53 人			
		2 事業所	2 事業所	2 事業所			
保育所等訪問支援	見込み	1 人日	1 人日	1 人日	12 人日	24 人日	36 人日
		1 人	1 人	1 人	2 人	4 人	6 人
		0 事業所	0 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所	1 事業所
	実績	1 人日	1 人日	0 人日			
		1 人	1 人	0 人			
		0 事業所	0 事業所	0 事業所			
居宅訪問型児童発達支援	見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
		0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所
	実績	0 人	0 人	0 人			
		0 事業所	0 事業所	0 事業所			

サービスの種類		第1期障害児福祉計画（実績）			第2期障害児福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
障害児相談支援	見込み	22人	22人	22人	23人	25人	25人
		3事業所	3事業所	3事業所	6事業所	6事業所	6事業所
	実績	16人	17人	16人			
		3事業所	4事業所	6事業所			
医療的ケア児支援を調整するコーディネーターの配置	見込み	0人	0人	0人	3人	3人	3人
		0人	0人	3人			

※R2の数値については見込みです。事業所数については市内の事業所数です。

第1期障害児福祉計画の評価

【第1期の取組】

- 市内には児童発達支援及び保育所等訪問支援を提供する事業所がないため、児童発達支援センターの設置に向けて検討協議を進めました。
- 医療的ケア児支援を調整するコーディネーターの位置づけや役割の明確化やコーディネーターの配置について検討しました。

【見込みと実績の分析】

- 児童発達支援、保育所等訪問支援は、市内にサービス提供事業所がないことから利用実績に大きな変化はありませんでした。
- 放課後等デイサービスは、特別支援学級児童及び特別支援学校在籍児童が増えたことに伴い障害児福祉サービスのニーズが増加したため、利用人数、利用日数ともに計画値を大幅に上回る利用となっています。
- 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供する事業所がないことから利用実績はありませんでした。

【課題】

- 市内に児童福祉サービスを提供する事業所が少ないことに加え、サービス提供を受けられる地域に偏りがあり、市内全域でサービスが受けられる環境の整備が必要となります。

第2期障害児福祉計画

【第2期の見込量と確保のための方策】

- 児童発達支援及び保育所等訪問支援は、市内に直営のサービス事業所が開設されることから身近な地域でサービス受けられる環境が整うことを踏まえて増加を見込みました。
- 放課後等デイサービスは、市内に事業所開設が見込まれることから身近な地域でサービス受けられる環境が整うことを踏まえて見込量を増やしました。
- 障害児相談支援は、サービス利用者が増加することを踏まえて増加を見込みました。
- その他のサービスについては、ニーズ把握のためのアンケート調査の結果や過去の利用実績から見込量を算出しました。医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援は、現在利用実績はありません。

んが、近隣市で確保できるよう検討を進めます。

- コーディネーターの位置づけや役割を明確化するとともに、医療的ケア児支援を調整するコーディネーターの配置を進めます。

3 子ども・子育て支援等に係るサービスの見込量及び確保方策

令和3年度から令和5年度までの地域生活支援事業などの見込量と今後の方策を以下のとおり定めます。

サービスの種類		第1期障害者福祉計画（実績）			第2期障害者福祉計画（計画）		
		H30	R1	R2（見込み）	R3	R4	R5
障害児保育 加配対象児童数	見込み	90 人	90 人	90 人	73 人	73 人	73 人
	実績	87 人	82 人	73 人			
障害児保育 加配保育士 配置数	見込み	26 人	26 人	26 人	28 人	28 人	28 人
	実績	24 人	23 人	28 人			
放課後児童クラブ 障害児受入箇所 数	見込み	2 か所	4 か所	6 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	実績	6 か所	4 か所	3 か所			
放課後児童クラ ブ障害児受入数	見込み	8 人	10 人	12 人	5 人	5 人	5 人
	実績	8 人	5 人	5 人			
ペアレントプログ ラムの受講者数	見込み	20 人	20 人	20 人	10 人	10 人	10 人
	実績	5 人	6 人	7 人			
理解啓発促進研 修・啓発事業	見込み	15 回	15 回	15 回	10 回	10 回	10 回
	実績	10 回	10 回	9 回			

第1期障害福祉計画の評価

【第1期の取組】

- 保育所等に加配保育士を配置し、保護者が希望する地域の保育所で障害児を受入れました。
- 放課後児童クラブで支援員の増員を図るなどして、特別支援学級在籍児童の受入れました。
- 発達が気になる児童の親を対象にペアレントプログラム研修を実施しました。また、ペアレントプログラムの普及促進を図るため、支援者を養成しました。

○保育所・こども園・小中高等学校の教職員や放課後児童クラブ支援員に対して、障害児、特に発達障害の特性に関する理解を図るための研修を開催しました。

【見込みと実績の分析】

○障害児保育は3歳児以上の児童を対象としていることから、児童の減少により加配保育対象児童数は減少傾向になっています。

○放課後児童クラブは、自宅で過ごす児童が多いことから実績は少なくなっています。

【課題】

○障害児サービスのニーズは多様化していますが、対応していくには支援するための人材が不足しており、身近な地域で障害児が生活しやすい環境を整えるための人材育成が必要となっています。

第2期障害福祉計画

【第2期の見込量と確保のための方策】

○保育所や児童クラブ等での障害児受入については、ニーズ把握のためのアンケート調査の結果や過去の利用実績から見込量を算出しました。

○ペアレントプログラムの普及推進及び理解啓発促進研修・啓発に取り組み、発達障害児等に対する支援の充実を図ります。

第6章 推進体制

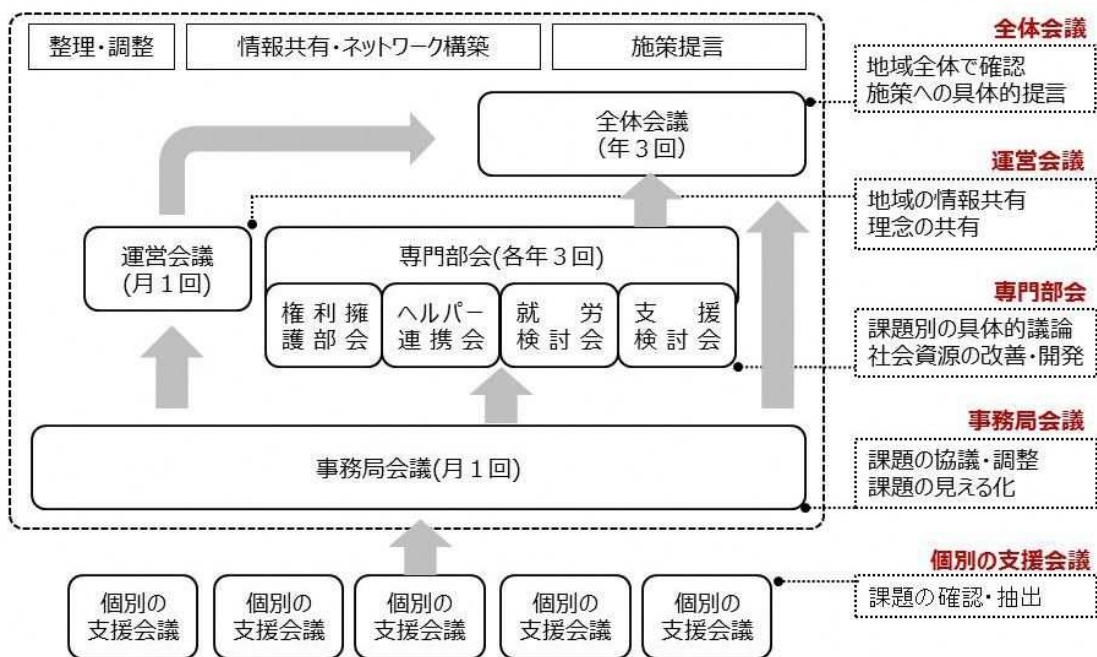
第6章 推進体制

1 計画の進行管理と推進に関する連携・協力体制の確保

田原市障害者自立支援協議会との連携

本計画の取組については、毎年度、田原市障害者自立支援協議会に取組結果を報告し、進捗状況等を共有します。また、把握された課題等については、その都度「事務局会議」で協議し、専門部会やテーマに特化したプロジェクトチームを設置するなどして、解決に向けた取組を行います。

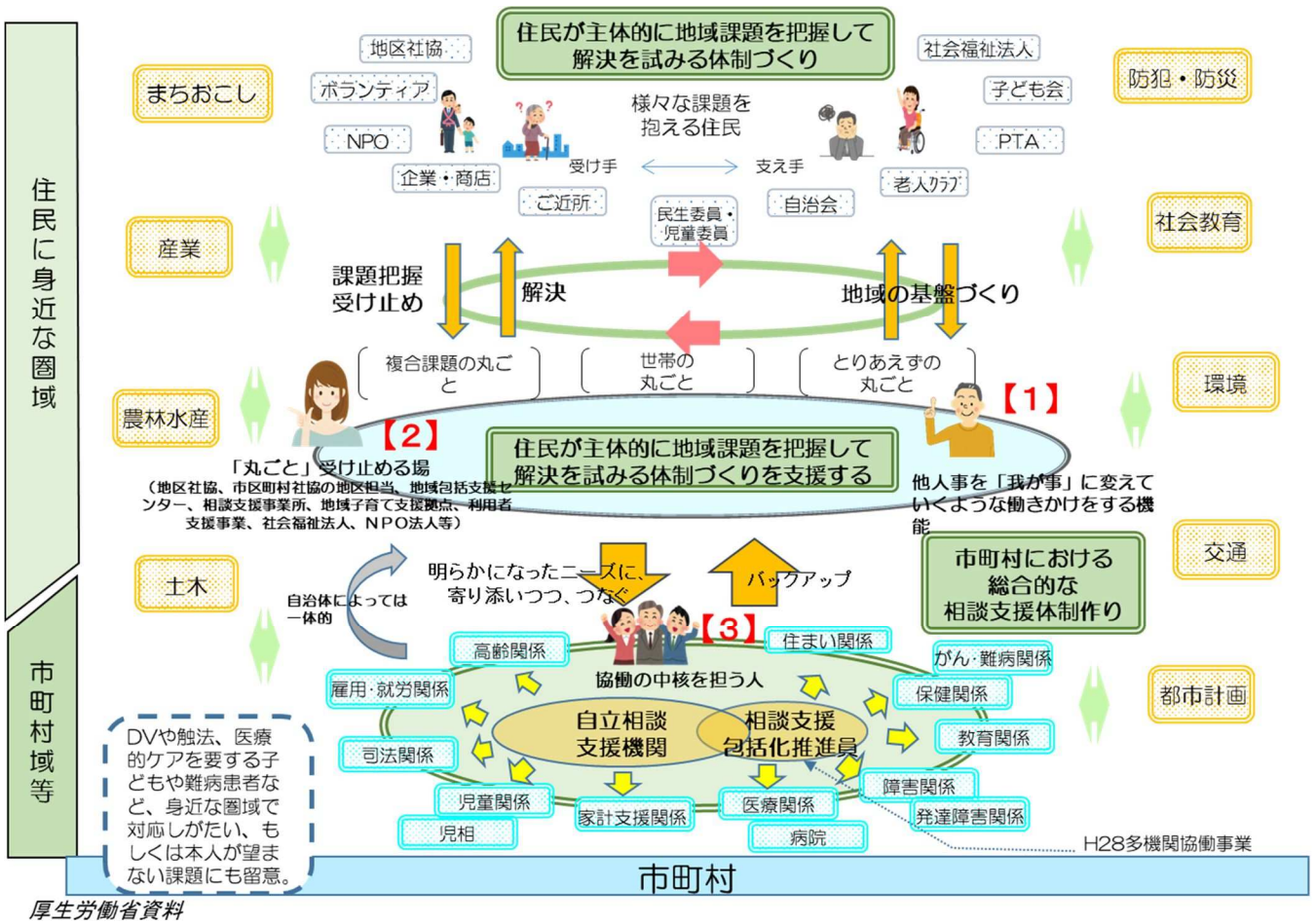
図：田原市障害者自立支援協議会組織図



全 体 会 議	田原市全体のネットワークを構築し、障害福祉に関する諸問題や新制度の設置、障害者計画策定等に関する検討を行う。
運 営 会 議	毎月第2火曜日開催。市内外の障害福祉関係事業所、医療機関等で構成され、ネットワークの中で課題を共有し検討を行う。
事 務 局 会 議	毎月第4火曜日開催。委託の相談支援事業所と行政で構成され、各会議への議題提出の検討や調整を行う。
障 害 者 支 援 検 討 会	障害のある人のそれぞれのライフステージに合わせた切れ目のない支援体制の構築や教育と福祉の連携についての検討を行う。
障 害 者 就 労 検 討 会	障害のある人の福祉的就労や一般就労に関する周知啓発のための検討や、就労先の確保に関する取組について検討を行う。
ヘルパー連携会	市内のヘルパー事業所が支援について共通の方向性を持ち、また、ヘルパー支援の質を高めるための情報共有を行う。
権 利 擁 護 部 会	虐待防止や権利擁護に関する課題の共有や、理解を深めるための方策についての検討を行う。

関係機関・団体との連携

本計画の推進に当たっては、行政だけでなく市民をはじめ各機関との協働のもと、施策を実施する必要があります。そのためには、関係機関や関係団体等との連携を強化するとともに、住民自らが主体的に地域課題を把握し、地域全体で様々な課題を解決する体制の構築を目指します。



2 広報・啓発活動

田原市障害者総合相談センターが、田原市の障害福祉施策に関する周知啓発や障害の理解や誰もが暮らしやすいまちづくりについて講演会を企画するなど、市民に向けた広報啓発活動を実施します。

第7章 参考資料

第7章 参考資料

1 障害者基本法(昭和45年法律第84号)(抄)

(障害者基本計画等)

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 (略)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者基本計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の期間を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7 (略)

8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 (略)

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)(抄)

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必

要な見込量の確保のための方策

- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 (略)

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための

方策

- 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第三十三条の二十一 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項(市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 第三十三条の二十二 (略)
- 第三十三条の二十五 (略)

4 田原市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第1号の規定に基づく相談支援事業を始め地域の障害福祉に関するシステム作りについて中核的な役割を果たす協議の場として、法第89条の3第1項の規定に基づき、田原市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- (2) 田原市障害福祉計画の策定及び達成状況の確認
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善
- (4) 委託相談支援事業者の運営評価
- (5) 困難事例の対応の協議
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、全体会議、運営会議、事務局会議（以下「会議等」という。）及び個別検討会をもって構成する。

- 2 全体会議は、田原市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、田原市障害福祉計画の策定及び達成状況の確認、地域の社会資源の開発及び改善、困難事例の対応の協議並びに委託相談支援事業者の運営評価を行うものとする。
- 3 運営会議は、田原市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、困難事例の対応の協議、支援を必要とする障害者の支援検討、支援計画の策定及び見守りを行うものとする。
- 4 事務局会議は、全体会議及び運営会議の円滑な運営並びに障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化のための協議及び情報の共有を行う。
- 5 前条に規定する事項について、必要な事業実施及びより専門的な連絡調整を行うため、必要な構成員により個別検討会を置くことができる。

(構成員)

第4条 会議等は、別表1及び別表2に掲げる機関等により構成する。

- 2 会議等の委員は、別表1に属する者及び別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 会議等の委員の加入については、運営会議で検討し、第5条第1項に規定する全体会議会長が認められた者を充てる。
- 4 個別検討会の委員は、別途要綱で定める。

(会長及び副会長)

第5条 会議等に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 全体会議は、会長が招集し、議事をつかさどる。

- 2 運営会議は、会長が招集し、議事をつかさどる。
- 3 事務局会議は、田原市健康福祉部地域福祉課（以下「地域福祉課」という。）又は田原市障害者総合相談センター（以下「総合相談センター」という。）が招集し、議事をつかさどる。
- 4 個別検討会は、別途要綱に定める会長又は地域福祉課及び総合相談センターが招集し、議事をつかさどる。
- 5 必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 6 会議に係る庶務は、地域福祉課及び総合相談センターにおいて処理する。

第4期田原市障害者計画

(議事録及び会議の公開)

第7条 地域福祉課及び総合相談センターは、会議等について議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 会議等及び会議等の議事録は、公開するものとする。ただし、会議等において公開しない旨を協議した場合及び個人情報に係る場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等の運営に係る必要な事項は、会議等の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

No.	機 関 名	会 議 区 分		
1	田原市地域コミュニティ連合会	全体会議		
2	田原市民生児童委員協議会	全体会議		
3	田原市ボランティア連絡協議会	全体会議		
4	田原市商工会	全体会議		
5	渥美商工会	全体会議		
6	田原市青年会議所	全体会議		
7	愛知みなみ農業協同組合	全体会議		
8	田原市社会福祉協議会	全体会議	運営会議	事務局会議
9	田原市身体障害者福祉協会	全体会議		
10	田原市手をつなぐ育成会	全体会議		
11	田原市精神障害者家族会	全体会議		
12	愛知県立豊橋特別支援学校	全体会議		
13	愛知県立豊川特別支援学校	全体会議		

14	豊橋市立くすのき特別支援学校	全体会議		
15	精神病院ケースワーカー代表	全体会議	運営会議	
16	愛知厚生連 渥美病院	全体会議		
17	豊橋公共職業安定所	全体会議		
18	愛知障害者職業センター豊橋支所	全体会議		
19	障害児（者）地域療育等支援事業	全体会議	運営会議	
20	豊橋障害者就業・生活支援センター	全体会議	運営会議	
21	愛知県豊川保健所	全体会議	運営会議	
22	愛知県東三河福祉相談センター	全体会議		
23	蔵王苑	全体会議	運営会議	
24	蔵王の杜	全体会議	運営会議	事務局会議
25	田原授産所	全体会議	運営会議	
26	NPO法人おおぞら	全体会議	運営会議	
27	NPO法人ふい〜る工房	全体会議	運営会議	事務局会議
28	NPO法人気分爽快	全体会議	運営会議	
29	NPO法人MA・はろー	全体会議	運営会議	

別表2（第4条関係）

No.	機 関 名	会 議 区 分		
1	田原市教育委員会	全体会議		
2	田原市商工観光課	全体会議		
3	田原市農政課	全体会議		
4	田原市子育て支援課	全体会議		
5	田原市健康課	全体会議		
6	田原市地域福祉課	全体会議	運営会議	事務局会議

第4期 田原市障害者計画

(第6期 田原市障害福祉計画・第2期 田原市障害児福祉計画)

策 定：令和3年 月

発 行 者：田原市 健康福祉部 地域福祉課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1

TEL：0531-23-3697 FAX：0531-23-3545

E-mail：fukushi@city.tahara.aichi.jp